

午後 零時 59 分開会

○委員長 ただいまから決算審査特別委員会を開きます。

○委員長 本日は、総務委員会所管分を審査します。

審査は、初日に抽せんを行ったとおりの順番で、会派ごとのローテーションにより一問一答で行います。もし一括のほうがやりやすい場合は一括でも構いません。

質疑に当たっては、平成24年度の決算認定についての議案審査ですので、通告に沿って平成24年度の決算内容について行っていただきたく、くれぐれも一般質問にならないようお願い申し上げます。

なお、質疑時間は、さきの委員会で確認したとおり、答弁を含め1人当たりおおむね20分以内をお願いをいたします。20分の経過後、直ちに打ち切りとするものではありませんが、著しい時間延長のないよう御協力のほどをお願いいたします。なお、20分が経過する際には、事務局より合図をいたします。

それでは、審査を行います。委員長からお願い申し上げます。携帯電話をお持ちの方は必ずマナーモードに設定をしてください。その他、電子機器の持ち込みは禁止をされておりますので、御注意ください。

執行部は、答弁に当たりましては、答弁ができる人から「委員長」と発言の上、挙手をしてください。発言の許可を受けた上で、所属、名前を発言の上、また長い答弁にならないよう簡潔をお願いをいたします。

なお、執行部には反問権を付与しておりますので、反対質問があるときは「反問します」と申し出てください。反問とそれに対する委員の答弁は、委員の質問の持ち時間には含めないものとします。質問の流れと関係のない反問は認められませんので、御了承ください。反問が終了した際は、その旨の発言をしてください。

○委員長 それでは、これより総務委員会所管分について審査を行います。

最初に、護憲市民会議、本池委員より質疑を願います。よろしく願いいたします。

○本池 じゃ、よろしく願いいたします。まず、私のほうで通告書を出してあります、その順に沿ってお願いをしたいと思います。

まず、公有財産の未利用地なんですけれども、行政財産が4件、それから普通財産が21件ということの一応一覧表をいただきました。それぞれについていろいろと不詳というところもありますし、また寄贈とされて、寄附していただいたところもありますけれども、本来でしたらやはりきちっと目的を持って買っていると思うんです。だから、その目的を持って買っているんだとしたら、むしろ大変、平成9年だの昭和の時代に買ったのとかいろいろあるんですけれども、これだけまだ残っているということについて、私はやはり利用しないんであったら、それは計画に沿ってやっているわけだから、その計画にのっとらないで、もうだめになったところ

は処分をしていく必要だってあるんですと思うんですけども、それぞれその方向性で議論していただいていると思うんですが、その辺はどうなんでしょうか、まず伺います。

○資産管理課長 未利用地の活用につきましては、重点事業であることから、行政経営アクションプランに個別の取り組みとしまして位置づけ、平成23年度からは歳入の平準化の考えから方向転換を図りまして、売却可能な土地は早急に売却を進め、また売却が困難な土地についても可能な限り有効活用を図るために有償貸し付けを行ってきたり、維持管理経費のかからない方法などを検討し、取り組んできたところ です。

また、土地を取得する際には、取得目的、事業の優先順位、実施計画等との整合性に留意した上で、事業計画など明確な計画策定に基づく取得を基本原則としております。寄附受け入れ等につきましても、利用目的のない土地につきましては維持管理費の増大にもつながることから、安易な受け入れはせず、市にとって必要性や有益性等を総合的に勘案し、慎重に判断をしております。以上でございます。

○本池 そうしたら、今のそのとおりでと思うんですが、本当に未利用地の関係で管理費というの年間かかっていると思うんです。だから、その管理費については大体1年間、今これ25件でしょうか、全部であるんですが、これ24年度の資料なんで、25年度は別として1年間大体どれくらいかかるんですか。

○資産管理課長 未利用地の維持管理費といたしまして、草刈り委託とか高枝のおろしとか、木柵修繕等を合わせまして208万6,000円、24年度支出しております。以上です。

○本池 208万かかっているということは、かなりやっぱり維持管理だけで大変だと思うんで、今の売却の方向でということと、あと寄附は今まで何でも受け入れていたような気がするんですけども、その辺も考え方改めてということで、変更したということおっしゃったんで、寄附されるからいいという問題じゃないし、逆に寄附していただいた最近の例で言えば、そこに敷設する道路を買わなくちゃならないとか、いろんなことがやっぱりそのことによって逆にお金がかかるというところもあるんで、これはぜひこれからの考え方としては、本当に必要なものは、買ったらやっぱりそれをすぐ使うと、今はまだ先買いをお願いしたりしているところもあるかもしれないんですが、その点はやっぱりこういう財政状況の中では、ぜひその辺はまたもう一回見直しをするなりしてしっかりとさせていただきたいのと、今、ここにあるいろんな行政財産と普通財産の関係は、これは24年の4月1日現在の一覧表をいただいたんですけども、既にこれは売却済みとか、売却決まっているとか、あるんでしょうかね。

○資産管理課長 委員御指摘のとおり、その後売却した物件もございますんで、一覧表の数よりも現在の未利用地は少なくなっております。以上です。

○本池 それで、結局不詳とかというのもちよっとあるんですけども、結局これから、取得価額が不詳だということもあるんですが、もちろん売るときには、その

ときのちょっと価格の変動で、そのとき買った金額より私は低くなることもこれから多いんじゃないかという気がするんですけども、そういうのも持っているよりいいのかなという気もするけれども、その辺はきちっとやっぱり精査をして、やっぱり買ったときの値段より、できれば高く売れば一番いいんですし、今後のこの方向性として、じゃずっとこれ残っているのどういうふうにするの、ずっと売れるまで持っているという形になるんですか、その辺はもしあれだったら、せっかく副市長も来ていただいているので、これからの考え方、だからずっと本当に昭和26年というのもありますよね、昭和の代のも結構ありますし、32年というのものもあるし、本当にそのまんまずっと持ち続けることが果たしていいのか、じゃこれを離したらどうなのかということも考えなきゃいけないんですけども、その辺はどういうふうに整理しようとしているんでしょうかね。

○石黒副市長 確かにもうできるだけ売却できるものは処分すると、どうしてもなかなか売れないものについては、その活用について、ただ管理するのではなくて、隣接の人とか、あるいは一般の方で利用、貸して利用していただけるのであれば、そういう形も含めて取り組んで、今もおりますし、それからそれをさらに進めていきたいと思います。単に待っているだけじゃなくて、もっといろんな方法を、また民間の方の意見も聞きながら対応していく必要があるかと思っておりますので、そういう方向で取り組んでいきたいと思います。

○本池 ありがとうございます。今でも道路用地で買ってなかなか、うちの町会にぶつぶつあるんですけども、そういうところは町会に貸してくださいということでお願いをして、それはうち建てたりはできないけれども、多少倉庫を置かせてもらったり、いろんな形で利用されているところもあるし、車が置けるところはそうやって駐車場でやっているところもあるのは私も承知していますので、ぜひその辺はやっぱり市の土地と言えども市民の財産で買っているんで、そこはぜひそういう要望も含めて、しっかりと議論をしていただきたいと思います。

じゃ、次の2番に行きますけれども、この報告書14ページにあります職員の休職の関係なんです。またこれも資料をいただいて、ちょっと細かくいただいたんですけども、結局今年度は42名ということで、24年度は。20年度からのずっといただいたんですが、年々減ってはいるんです。減ってはいるんですけども、やっぱりその中で一番私が気になるのはメンタル部分なんです。だから、メンタルで休んでいる人、24年度は15人いらっしゃるし、これも20年当初から、20年は28人もいたということが、少なくはなっているんですけども、やはりこのメンタルで休んでらっしゃる人というのは、大変復活というのがなかなか難しい場合もありますでしょう、その辺の対応の仕方、どういうふうになさっているんでしょうね。

○次長兼人事課長 メンタルの関係で、いわゆる長期といいますか、1カ月以上お休みしている方の対応ということですけども、1カ月以上のお休みになった場合には、月1回御本人のほうから状況の報告を、簡単なペーパーですけども、それを出していただいています。そこに主治医の意見を書いていただいているということで、

一応そういったことで内容を把握しております。ただ、長くなってきましたとそれだけでは把握できませんので、必ず何カ月目とは決まっていますが、御本人の状態のいいときにちょっとお会いして、状況を聞いたりしています。復職に当たっては、御本人の意見、あるいは主治医の意見等々踏まえて、いろいろ協議した上で判断をしているということでございます。以上です。

○本池 それで、あと休職されているときは、やっぱりその賃金の関係もありますよね、どういう形になっているんでしょうね。

○次長兼人事課長 最初病欠入りまして90日間、それは病欠休暇ということですので、給料については特に変動ございません。ただ、休職になりますと給料が8割支給される、8割だけ支給になります。休職、最高限度で3年間まで休職可能なんですけども、休職1年を過ぎますと市から出る給料自体は無給ということになりますけども、共済組合のほうから一部補填がある形になっております。以上です。

○本池 そういう形で、幾ら休んでいてもかかるものはかかるんで、共済という形の制度があるから、そこはきちんとやっていただいているみたいなんですけど、やっぱりなぜこういうふうになるのかなど、要するに適材適所に配置ということを私よく言うんですけども、その適材適所が果たしてその人に合っているかどうかということも考えていかなくちゃいけないと思うんです。だから、この休職、少しこれ復帰したときの配置の関係を含めて、やっぱりその人のもちろん意見も当然必要ですし、やっぱり人と余り会いたくないとか、窓口業務はそれで向いていないですよ、そういった意味での復職も含めてきちっと対応をお願いしたいと思しますので、それは要望しておきますので、できるだけこれが少なくなるように、産休とかそういうのがしょうがないにしても、やっぱりけがは時期が来れば治るし、内科疾患もちょっと多いんですけども、その辺やっぱりきちんと対応していただきたいと思しますので、よろしく願いいたします。

それでは次に、ちょっと5番に行きます。職員の研修の関係なんですけども、この研修の関係に関して、多少私もちょっと中身的にいろいろとヒアリングしたときにお聞きしたんです。職員数が1,063人、これ男性、女性が814人で1,877人、これは現業とか給食、教員とか消防を除いた数ということでいただいたんですけども、全体的に2,600人いらっしゃるんですけども、この中でいろいろと管理職の方の中身をちょっと見させていただいたんですけども、やっぱり女性の比率が大変低いんです。申しわけないですけども、7.1%という形で出されておりますので、じゃこの派遣の中で、じゃそれがどういう形で該当していくんだらうという形になって、私はちょっと気になるんですけども、最初のほうはいいです、自己機関の研修はいいんですけども、派遣研修という中で特別派遣研修とか外部教育派遣研修とかあるんですけども、こういう人選はどういう形でなされるんでしょうかね。

○次長兼人事課長 外部機関への派遣研修につきましては、業務に関連という研修につきましては担当課のほうで、やはり経験年数等を踏まえ検討して派遣者を推薦していただくということが主になります。あと、それ以外につきましては公募とい

いますか、手挙げ方式でこういった研修があるんでという形でやる部分もございません。以上です。

○本池 それで、その中でやっぱり圧倒的に男性が多いんです。海外派遣研修も、今までのちょっと15年から25年から調べていただいたら、男性が8人で女性が2人という、それから自治大学校というんでしょうか、これも男性が20人で女性が1人と、先進都市のこれも男性が97人で女性が35人ということで、今残念ながら議会の中の、私たちひな壇と言っていますけれども、執行部が座るところも今女性が一人もいなくなりました。これについても以前から、必ず男性よりは人数は少ないにしても、やっぱり一人、二人、最低5人ぐらいはほしいわと前からいろいろな形で提案はしながらやっていたんですが、今まではなかなかその女性の中でも手挙げしてくれないとか、いろんな女性側の、そういう意味では拒否というところがあるんだという言い方をされたんですが、私はやっぱりそれは、最初はそうだったかもしれないけど、今は一応男女共同参画社会ということで、たとえ結婚して子供がいても、ともにこうやって働いていらっしゃる方結構いらっしゃるんで、そういった意味ではその環境の整備、市なんかはまだ恵まれていると思うんですけども、やっぱり環境を整備する中で、そういう何かこうやって出ていける、自分から手挙げて、あるいは手挙げなくても推薦の枠にきちっと応えてもらって、それでやっぱりそれを受けた以上は、それを生かす形でやっぱり対応しなきゃいかんと思うんです。その辺の考え方ってこれからの考え方で、聞いたら自己負担はほとんどないというわけだから、だったら余計それをしっかりした形でやっていただかなきゃ、女性に関してはなかなかまだまだ難しいのかなという気があるんで、そのこのところはどういふふうを考えていらっしゃるんでしょうね。

○次長兼人事課長 外部派遣研修で女性が少ないということで、委員さんのほうにお示しした資料で、特に自治大につきましては21名中1名と、ことし入れて1名ということで、ただ自治大につきましては研修期間が2つありまして、短いもので3週間、長いものだと二月ということで、これ宿泊を伴うということもありまして、限定するわけではありませんけども、ちょっと女性職員としては参加しづらいという部分があるかもしれません。それ以外の市町村アカデミー、あるいは千葉県自治専門校のほうの研修につきましては、やはり男性のほうが多いですけども、女性の割合を考えた場合に、そんなに著しく低いという感じではありません。委員さんおっしゃるとおり、女性につきましてもこういった外部派遣研修、積極的に行っていただくよういろいろ工夫してまいりたいと思っております。以上です。

○本池 そうですね、ぜひそのこのところ、今結婚していらっしゃらない方も結構いらっしゃるみたいなんで、ぜひそういう人たち、結婚しているからそういう、確かに3週間とかうちあけるの大変だけれども、その辺はやっぱりその人の能力をきちっと生かす形での研修につなげていただきたいということを申し上げておきます。

時間がなくなりましたんで、次の7番、選挙の関係です。これは、72カ所投票所があるということなんでですけども、1つは、この投票率が大変低いわけです。残

念ながら、一番私たち身近な市会議員選挙が低いのです。やっぱり大きな国の選挙になると60%、ほとんどもう60%台までいっているのが多いですので、そういった意味では投票率の低い形の身近な選挙、とにかく市長選挙にしる、あるいは市議会議員選挙にしる、30%台というのが現状として直近のを出してもらったんですが、多いんですけど、その辺をどういうふうこれから、そういう意識を高める、私たちがそれはちょっと問題、しっかり意識を持ってPRしなくちゃいかんのかもしれないけども、まずどういうふう考えていらっしゃるんでしょうね。

○選挙管理委員会事務局長 委員さん御指摘のとおり、確かに近年の選挙に関しましては、傾向的にも国の選挙を含めて低い傾向にあります。特に市長選挙、また市議会選挙につきましては御指摘のとおり30%台ということで、本来もっと身近であるべき選挙が投票率が低いということで、非常に懸念していることは事実でございます。

ただ、一方で、投票率を上げるということに対して選挙管理委員会として、いわゆる管理するほうがどこまで踏み込めるかということになりますと、1点は、少なくとも選挙人の方に選挙日と選挙場所と、そういうものを知らせる、知らしめる、これは義務でやらなければいけない。あと、その選挙人が投票所に足を向けるかどうかというのは、これは大変な工夫が必要かと思えます、我々も。ただ、もう一方は、やはりこれからは選挙人自身が選挙の大切さを自覚して、自分が選ぶ議員さん、市長さん、こういうものに対しての信頼感を持つ、そういった社会的風潮が重要ではないかなというふうに考えております。以上です。

○本池 私は、それに加えるならば、投票所をもう少しふやしたほうがいいと思うんです。今大変高齢化社会になっていて、私の地域だけ見ても、やっぱり高田の小学校まで行かなくちゃならない、上から下がるんです。下がる時はいい、上がらなくちゃなんないです。そういうのを考えると、もっときめ細かく、今は割と町内では、こういうふるさと会館とかいっぱいあるわね、だからそういう意味で学校ということは一つの拠点になっているみたいだけでも、やっぱり学校の範囲というのは結構広いんで、そういう点ではきめ細かな、やっぱり投票に足を運ばせていただければ、そういう状況も必要なんです。だから、そこもぜひ加味していただきたいと思うの、答えはいいです。

市長選挙もうすぐありますし、それがすぐどうこうと言えないかもしれないけど、投票所の見直しも、私は七十何カ所だったかしら、あったの、これは多いとは思わないの、今の人口もふえた中で。だから、ぜひその投票所の確保の関係も、これからの議論の一つに加えていただきたいということを申し上げておきます。

最後に、ちょっと時間がなくなりますので、消防の関係だけちょっとお願いをしておきます。一応救急救命士の育成者が今回は減になっていたんですけども、それでいろいろお聞きしました。お聞きしましたけれども、消防の場合は定数が448で実数が475ということで、実数のほうが多いということ、私もちょっと、今までは逆だったんですよ。だから、そういった点ではそれなりに配慮していただい

るのかなと思いつつも、やっぱり救急救命士になると、資格者がとりあえず90人いると、でも従事しているのは66名だということで年齢層も出させていただきましたが、やっぱりせつかくこういう資格を持っていて、33名の方たちはそれ以外の仕事をしているということは、いいのかなと、せつかくとった資格だから、やっぱり一緒に乗って、それでやっぱりもしかしてそういう人がいたら、すぐその車の中で今大体応急処置ができるようになっていっていると思いますので、そういう点でせつかくのこういう人たちの生かし方、ちょっとやっぱりもったいないんじゃないかなと思うんですが、その辺はどうなんでしょうか。

○救急課長 今回の66名以外の33名の救急救命士についての意見ですけれども、活用につきましては警防隊に乗りまして、P A連携等がありますので、その中で救急隊が着く前に着いたときなどに処置を行うなど、あとまた専門的な救急の必要などころがありますので、例えば救急課とか、あとは口頭指導を行う指令センターなどに配置して、専門分野の知識を生かしております。以上です。

○本池 じゃ、それ33名も全部そういう形の生かし方しているということで理解していいんですね。

○救急課長 はい、そうです。

○本池 それで、救急救命士の資格者が90名ということで、それが多いか少ないのか私もよくわからないんですけれども、やっぱり皆さん実働部隊として出ていかれるときに、やっぱり私は少ないんじゃないかなと思うの、またふえていますでしょう、救急自動車が出動するその件数というのが。だから、私は、お金これ結構かかるということでお聞きしているんですけれども、お金の問題じゃないと思いますので、その辺は多少ちゃんと要求して、とれるかとれないかは要求してみなきゃわからないと思うんですけれども、そういう必要性をしっかりとやっぱり市のほうも対応できるように予算措置も含めてやっていただくことが、やっぱり最終的には市民の命を救う一つの大きな鍵になるということをお願いして、時間がもう過ぎていくようですので、ここで終わりにします。ありがとうございました。

○委員長 以上で護憲市民会議さんの質疑を終わります。

○委員長 基本的に、20分経過後に事務局の方から、20分経過をいたしましたという一声をかけてはいただくんですが、今回の委員会に関しましては質問で話している途中で事務局のほうから20分を超えましたということはいたしませんので、そのあたり御理解をいただければと思います。ありがとうございます。

○委員長 次に、市民サイド、宮田委員さん、どうぞ。

○宮田 順不同で行います。まず、特殊勤務手当について質問をします。柏市と、あと公社とか一部事務組合、外郭団体に出されている特殊勤務手当の一覧をいただきました。それを見ますと、例えば一般職の方が特殊な仕事をするとき特殊勤務手当というのは非常に納得できるんですけれども、専門職の人が専門とする仕事の

ために雇用されてお仕事をなさるところに、特殊勤務手当が出ているというのは非常におかしいと思うんです。私今までもこれ何回も言ってきたんですけど、例えば獣医師が犬の予防注射するのに、犬を取り扱う業務という、そういう特殊勤務手当が出たり、放射線、レントゲン撮る人にそういう手当が出たり、それから特に労務手当としてごみ収集をするために雇用された人が、そういうごみ収集作業手当が出たりとか、さまざま専門職として出されていいものかというのがたくさん、ちょっと見受けられたんで、その中の一つとして社会福祉業務手当というのがありました。これは、障害のある人の就労支援センターとか、障害のある幼児が通うキッズルームの指導員、それから保育士、看護師、理学療法士、作業療法士に月額4,000円、延べ244人、95万4,800円、約100万円が支給されていますけれども、こういう専門職として雇われている人が障害を理由に手当をもらうというのは、私はおかしいと思うんですけど、その辺の見解についてはどのように考えていますか。

○**給与厚生室長** 特殊勤務手当の考え方ですけども、これは職に対して支給するというものではなくて、例えば危険であるとか、不快であるとか、困難など、そういった特殊な事情を伴う勤務に対して支給する手当であるというふうに認識しております。そういった意味で、今一例として挙げられた社会福祉業務手当につきましても、障害をお持ちの方の訓練、指導などを行うということで、健常者に対する対応とは大きく異なり、困難あるいはその負担を伴うという観点から支給しているものです。以上です。

○**宮田** そうしますと、例えば今保育園にも障害のある幼児が入っていると思うんですけども、保育園の保育士、担任になっている保育士にはこういう福祉業務手当というのはついているんですか。

○**給与厚生室長** 保育園で勤務している保育士に対しての社会福祉業務手当については支給しておりません。以上です。

○**宮田** 今勤務手当をつける理由として、この社会福祉業務手当については困難、健常児を見るより負担を伴うから、困難であるから手当を出すんだという基準に考えれば、保育園の保育士さんにも出ても当然かなと思うんです。なぜ支払われないんですか。

○**給与厚生室長** 保育園の保育士の業務が困難を伴わないということは申しませんけれども、総体的に一般の保育園と、それからこういう障害者の施設の業務を比較した場合に、後者のほうがより困難が大きいだろうという認識のもとで支給をしているところなんです。以上です。

○**宮田** 私は、保育士というのは、子供に障害があるとかないとか関係なく、どんな子にも対応できる保育をするというのが保育士の仕事だと思うんです。私は、障害のある子も障害のない子も育ててまいりましたけれども、やっぱりそれぞれに問題があるわけです。障害があるから特に大変だったという問題もあります。でも、健常と言われる子供にも大変な問題はたくさんある、それは比較にならないし、お仕事として保育士をするならば、そういうことを全てひっくるめて保育士の仕事と

考えるんですけれども、それで私はキッズルーム、そういう障害のある幼稚園みたいな形ですけれども、そこのある子供を保育をするということは、普通の健常児を保育するというにも非常にプラスになるし、保育士の質を高めることだから、特に障害児施設で働くと手当がついて、じゃ健常の中で障害児を見ているという場合はつかないという、そういうことは何か障害のある人の支援というのをすごく特別視しているんじゃないかと、反対に。そう思うんです。ですから私は、そういうこともあって、本来保育士というのは、あらゆる子供に対応できなければいけないという意味で、あえてこの手当を出す必要はないと思います。

それで、こういういろんな手当があるんですけれども、法的に決まっているわけではなく、それは各市町村で出すか出さないか決めているわけで、どんどん特殊勤務手当というのは減っていると思うんですけれども、そういう意味で、こういうところは見直しが必要かなと思うんですけれども、いかがですか。

○給与厚生室長 特殊勤務手当につきましては、これまでもそうでしたけれども、当然社会情勢ですとか、あるいは近隣市などの動向を見ながら、そのときそのときで見直しをしてまいりました。これについては、考え方は変わりません。今現在は必要であるという認識のもとで手当支給しておりますけれども、当然時代ですとか、情勢が変われば見直すということもあろうかと思しますので、適宜検証してまいりたいと思います。以上です。

○宮田 ぜひ見直していただきたいと思います。

それで、あと一部事務組合、流山と柏と我孫子でやっている障害者の入所施設のみどり園、こういう一部事務組合の職員に出されている手当ってすごく見えづらいんですけれども、負担金が24年度は1億5,000万円出されています、みどり園に。その中で、みどり園は障害のある人の入所施設ですから、もちろん看護師もいるんだけれども、看護師として雇われた看護師が看護業務をすると看護業務手当が出る、そして業務員として雇われている人が仕事をすると業務手当が出る、一番なんか必要ないんじゃない、本当に適切なのかなという手当がこういう一部事務組合にすごく多いです。それで、ここでもやっぱり、みどり園はみどり園だけに勤務するために雇用されている、その障害のある人の支援をする、やっぱりそこに支援業務手当というのが出されているとか、私これもうずっと10年前からおかしいんじゃないんですかと言ってきたんです。それで、19年の決算委員会では給与厚生室長が事務組合に確認したところ、廃止する方向で検討しているという答弁されているんです。でも、相変わらず支給されていて、額は減っているんだけれども、こういうふうにする、ずるずる出すというのは、今事業仕分けでいろんな事業を見直している中で、職員の手当をこうやって本当に必要な手当なのかどうかというのを検証されないで出すというのはおかしいと思うんですけれども、こういう特にみどり園に対しては非常に多くの手当が出されているんですけれど、そういうことに関してはどう思いますか。

○給与厚生室長 委員さん当然御存じかと思っておりますけれども、東葛中部地区事務組

合のみどり園に関しましては、当然その経営母体といいますか、市が直接経営しているわけではございません。この給与制度に関しましては、議会というんでしょうか、議会に準じるような、そういったところで審議され、決定しているところかと思しますので、直接これが適当かどうかという意見については、ちょっと差し控えさせていただければと思います。ただ、みどり園に関しましては来年度、職員を事務組合の構成市、流山、我孫子、柏、その3市に職員を採用すると、その後指定管理に移行するという事ですので、恐らくこのような手当というのはなくなるのかなというふうに考えております。以上です。

○石黒副市長 みどり園も、市は構成員として運営していますので、当然私ども市の人件費の見直し等、そういう状況を踏まえながらしっかり指導して、適正な水準というか、運営につながるよう市としてもしっかり取り組んでまいります。これは他人事じゃないので、同じ市の業務として認識して進めていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○宮田 おかしいですよ、今の給与厚生室の話は、直接運営していないというのは。これだけ負担金が多いということが、非常にいつも議会の中で、決算委員会で問題になりながら、結局はずるずると民営化まで出してきたという現状があるんで、非常に反省していただきたいと思ひます。

じゃ、次に職員互助会、職員構成組合の負担金について伺ひます。24年度は1,179万円負担しています。10年前は6,300万円も負担していたんで、年々減ってきた、私も非常にここはおかしいというふうにならわれてきているんですけど、今年度の1,179万円というのは一体何に使われているんでしょうか。

○給与厚生室長 この構成組合に対する負担金につきましては、構成組合の事業のうち健康管理事業という事業に充当しております。具体的には、人間ドックですとか脳ドック、インフルエンザなどの予防接種、それからフィットネスクラブの会費などの利用助成として、1人当たり最高で1万6,000円助成をしているんですけど、そのうちの半分、上限で言うと8,000円になりますけども、8,000円までを助成しておるところです。以上です。

○宮田 人間ドックの助成などやっていますけれども、共済のほうでも、35歳以上ですけれども、個別のがん検査やっていますんで、例えばもうそれでいいんじゃないかなと思ひます。やっぱりこういう二重投資というのは本当におかしいんで、私とすると、もうこれは助成をしないで掛け金でやっていたらいいんじゃないかとずっと思っているんですけども、それで鎌ヶ谷市はもともとこういう互助会ないし、船橋が去年で解散しているんです。それで、船橋市にちょっと電話で聞いてみましたところ、職員にアンケートをとったら、存続と廃止が半々だったという、そういう結果だということもお話ししていただきました。柏市では、何かアンケート調査とか、強制加入ですけれども、行ったことはあるんですか。

○給与厚生室長 互助会、職員厚生組合の存続に係るアンケートについては、実施したことはございません。以上です。

○宮田 こういう強制加入で、そして税金からも負担してやる、行っている事業ですから、ちょっと一度アンケート調査をとったらどうかと思うんです。私は、本当に解散をしていただいて、存続する場合だったら負担金を、税金を入れなくて運営していただきたいと思うんです。これは、柏市の互助会なんですけども、あと県内の市町村が加入している県の互助会負担金ありますね、現在はこの負担金を出してどのようなメリットというか、どのような事業が柏市の職員に対して行われているんでしょうか。

○給与厚生室長 千葉県市の市町村職員互助会に対しましては、昨年度柏市としまして374万円余りの負担金を支出しております。これ以外に、職員は掛け金についてもおさめているわけなんですけども、負担金は主に給付金ですとか、あるいは互助会の必要経費に充当されております。負担金の充当されている給付につきましては、出産費でありますとか長期療養、あるいは弔慰金などの助成を行っております。それ以外の給付金につきましては、基本的には掛け金のみで運営をしているというふうに聞いております。以上です。

○宮田 柏市のほうは、この負担金と自分たちの掛け金を、使い道を分けて、やはり給付、要するに結婚祝金とか、そういうのは自分たちの掛け金でやっているというふうに聞いているんですけども、県のほうはそんなにきれいに掛け金と負担金を分けて事業やっているんですか。

○給与厚生室長 県の互助会でも、掛け金と負担金を分けているものがございます。ただし、基本的には全て掛け金を充当するような形になっておりまして、退会せんべつ金ですとか永年勤続の祝金ですとか、入学、就職の各祝金のようなお祝金のような、そういう類いのものについては負担金を充当せず、掛け金だけで運営しているところなんです。以上です。

○宮田 やっている事業は、柏市の互助会と県の互助会と、やっていることがすごくダブっていると思うんです。船橋のほうはやめた理由というのは、こういう事業をダブっているんだから、別に船橋市はちょっと特殊な事情がありましたけれども、特に必要ないということで解散しているんです。だから、やっぱりこの辺柏市の互助会、それから県の互助会の必要性というのをもう一回考え直したほうがいいんじゃないかなと思うんです。ぜひ柏市のほうは負担金を出さないでいただきたいというのと、やっぱり今市民の税金で冠婚葬祭費もらうようなことは、やっぱり理解が得られないと思うんです。だから、その辺もしっかり市民に、県民に理解できるような、やはり負担のあり方というのが、運営の仕方というのがあると思うので、その辺はしっかりと今後も取り組んでいただきたいと思います。

じゃ、次に消防車両について伺います。24年度は支援車と消防ポンプ車、そしてはしご付消防ポンプ車を購入しているんで、同じ時期に同じ型の車両を購入している中核市の購入額というのを資料請求させていただきました。それについて、中核市の中で柏市が同じ時期に同じ型の消防車両を購入している金額、それを調べていただいて本当にありがとうございます。大変だったと思いますけれども、それでそ

の結果を見ると、支援車は船橋市より325万円安く、そして消防ポンプ車は長野市より707万円、柏市のほうが安く購入していました。はしご付消防ポンプ車は岐阜市も購入しているんですけども、岐阜市より1,664万円高かったんです。購入先は同じモリタです。どうしてこのような金額で、同じ会社から仕入れたはしご付消防ポンプ車に1,664万円の差があったんでしょうか、どのように考えますか。

○警防課長 まず、委員にちょっと訂正があるんですが、その資料の中で岐阜のはしご車なんですけど、最初調べたときに35メートルだったんですが、実際に確認すると30メートルだったという部分のちょっと訂正があります。それを踏まえた形で答弁させていただきます。

まず、岐阜市については、はしご車の長さの違いや購入が3年前であることで、車両のエンジンの改良やはしご車の操作に対する機能の違いで金額の差が出ております。例えばはしご車の長さにつきましては、柏市は最大身長が35メートルであることに對しまして、岐阜市は30メートルの長さとなっているので、5メートル短くなっていること、また車両のエンジンの改良につきましては、岐阜市がはしご車を購入後に国土交通省が自動車排気ガス規制の強化を実施しまして、排出ガスを低減したエンジンでクリーン化と低燃費化を実施したこと、さらにはしご車の機能の違いについては、柏市の車両は3種類の安全装置機能だとか制御機能等が追加されていることから、金額差が出ている次第でございます。

○宮田 時間ですね。今まで議会のほうにもいろんな資料出されていましたが、実際にこの金額の比較とかしたことがなかったという話だったんで、私こういう資料要求をさせていただいたんですけども、今後ともやっぱり他市の車両、特に中核市と同じ規模、人口が同じ規模だから大体同じような機種が必要になっていると思うんで、そこにいろいろな金額の差があるその理由みたいなものをきちんと精査して入札を行っていただきたいと思います。以上で終わります。

○委員長 以上で市民サイドさんの質疑を終わります。

○委員長 次に、柏愛倶楽部、山下委員さん、どうぞ。

○山下 よろしくお願ひします。まず、職員のメンタルヘルスについてお尋ねします。相談体制は今で十分とお考えでしょうか。お願ひします。

○給与厚生室長 現在のメンタルヘルス相談事業につきましては、主に庁舎内での相談事業をメインに行っていて、月4回、カウンセラー、あるいは精神科医の相談事業を行っております。年々相談者数というのがふえてきているのが現状でございます。現在その所定の相談の枠内ではおさまらず、所定の時間外で相談を実施しているというような状況にありますので、必ずしも十分であるというふうには言い切れない部分はあるかと思ひます。以上です。

○山下 その相談自体も、継続して行っていくものもあるかと思ひます。新規の方に対して相談というのが、待たせるようなことというのは、おそれもあるんじゃないかと心配してお願ひして、増員も必要ではないかと思ひますが、いかがでしよ

うか。

○**給与厚生室長** 今委員さんからも御指摘ございましたけれども、今後につきましては待たせると、職員を待たせるといことがないように、相談員の増員ですとか、あるいは相談時間の枠をもう少し広げるといったことで、相談体制の充実に努めていきたいというふうに考えております。以上です。

○**山下** カウンセラーからの意見というものを職場環境に反映させるようなシステムに、今なっていますでしょうか。

○**給与厚生室長** 当然その職員、メンタルの不調を抱えている職員に限らず、その周囲の上司でありますとか同僚、そういった者からの相談なども受け付けていますし、職場の所属長、特定の職員に対する相談ではなくて、そういったメンタル不調などに対してのアドバイスなどもカウンセラーの先生にお受けして、反映できるところについては反映しているというふうにお聞きしております。以上です。

○**山下** 生の本当に困った声であったりしますし、守秘義務もしっかりとあるでしょうから、そのカウンセラー同士で話し合う機会というのが、そういう機会を持って、またそれを職場環境に提案してもらえらるるようにしていってもらえたらなと思います。

次に移ります。研修についてお尋ねします。まず、ざっと研修の一覧を準備していただいたんですけども、このビジネスマナー、接遇、クレーム対応など、学校の先生、教員にも役立つものについては、一緒に研修を受けるということについてはいかがお考えでしょうか。

○**次長兼人事課長** 先生方のマナーの研修ということなんですけども、当然今一緒にやっていませんで、ちょっと教員の研修は、御存じのとおり教育研究所のほうで所管していますんで、ちょっと確認をしてみたところ、やはり初任者研修でビジネスマナーの初歩ということを研修していると、何か民間の講師の方を、ホテルの方と聞きましたけども、その方をお招きして、演習を交えた研修を行っているというふうに聞いていまして、一緒にやるとなりますと、時期の問題、会場の問題等ございますので、教育委員会のほうから一緒にやりたいというか、そういうことで打診があれば、検討はしていきたいとは考えております。以上です。

○**山下** 柏市も中核市となって教員研修を行っているということですが、実際は予算が少ない中で、人事課のほうも少ないのかもしれないですが、教育委員会のほうはもっと少ない中で企画されていまして、重なる部分は、時期の面とかいたし方ないところは別としまして、一緒にできるところは一緒にやるというほうが効率がよいと思いますし、またそれだけではなくて交流、別の学びの機会にも職員の方と教員の方が一緒に研修受けるというだけでも、何かいい機会になるかもしれないと思いますので、ぜひとも御検討お願いします。

次に、この研修を企画するに当たって、長期的な構想や戦略を持って研修というのを組んでいらっしゃいますでしょうか。

○**次長兼人事課長** 市の職員の人材育成につきましては、人材育成の基本方針とい

うものがございまして、最近では23年度末に改訂をして、そこにこういった職員になってもらいたいということを目指してやっているということがまず基本でございます。

実際の研修につきましては、人事課だけが研修、研修と言っても、なかなかこれ進みませんので、人事課の基本方針の考え方を職員によく周知すること、職場でも理解してもらうこと、実際には研修受けて職場に帰って、毎日の業務の中での取り組み、それが実際の研修の大きな部分を占めるわけですから、そういったものを職場にも理解してもらうと、そういったものをやる中で、きちっと、これは今も少しずつ行っていますけども、評価ですね、人事評価の仕組みも入れていくと、そういったものをきちっと、最適化というんですか、そういった形で回していけるという形を長期的には考えて取り組んでおります。以上です。

○山下 ありがとうございます。やっぱり階層別研修など、この一覧を見させていただきますと、やはりこの時期が制限というんですか、この時期でやらないといけなであったり、内容もある程度必要なものというのは限られてきて、委託先もやっぱりそれに合わせたものになってきて、ともすれば自動的に割り振ってしまうようなことにもなりかねないなど心配しているところもありまして、やはり大きな戦略、どういう職員像を持っているという、総合ビジョンを持って、それに合わせて研修も組んでいく、さらには一年一年の研修というのではなくて長い目で見た、例えば職員の年齢構成など、そういうものを見て、どのような市役所でどのような体制を整えていくのか、そしてまた採用であったり評価であったり、そういったところにも生かしていくべきであるとは考えています。野球のチームをつくる時でも、そういうふうにして編成しているところもあると思いますので、市役所となると大きな組織ですので、ちょっとそのあたりが見えにくくなるのかもしれませんが、御答弁いただきましたように日ごろの中での訓練もあわせて企画していただければと思います。

そのほかもう一つ、研修の中に料理教室というものもありました。これについてですが、メンタルヘルスの相談の内容でもお聞きしましたところ、職場ばかりではなくて、家庭や健康面などの相談が多いということでした。やはりしっかりと働くためには、退職後の人生の計画や余暇や家庭、人間関係などの支援も意義あるものであるとキャリアカウンセリングなどの研究では言われておりまして、この料理教室も意義あるものと私は思うわけですが、実際この料理教室についてどのような感想があり、どのような評価をされているでしょうか。

○次長兼人事課長 お出しした資料の中で、自己啓発ということで、この料理の部分と、あとワークライフバランスの考え方ということで、セットで研修を行っております。1つは、やはり仕事だけじゃなく家庭も充実した上で仕事にきちっと取り組んでもらうということもありますし、あと事業主として特定事業主行動計画ということで、仕事と家庭との両立を職場で支援していくということもございまして実施したものでございます。20名弱の参加職員がございまして、そういった考えるき

っかけになったということで、おおむねやってみてよかったんじゃないかというふうに考えております。以上です。

○山下 わかりました。そういった意義というのを、また説明していかないと、何か遊んでいるように見られても困りますし、そのあたり市役所から、家庭生活や職場というのを両立していくという姿勢を公に発信していくというのは大切なことだと思います。ありがとうございます。

次に移ります。防災対策事業の地域防災計画の中において、地域住民の訓練についてということで、災害時の状況を想定した実践的な訓練を定期的な実施できるよう積極的に支援していくとありますが、もう少し具体的にお聞かせください。

○防災安全課長 委員御指摘の点ですけれども、今般の改正の中では、東日本大震災等から得られた教訓とか反省点、課題、また市民から寄せられました多様なニーズ、これらに対応するために計画に反映をいたしたところです。

御質問の市が支援する訓練対応の充実という点では、具体的に職員を訓練に参加させていただく、あるいは派遣をする、現地でそのお手伝いをさせていただくほか、企画の段階からの相談に応じたり、また資機材の貸し出し等、応じているのが実態のところでは、今般の改正の中では、例えば要援護者支援訓練、あるいは避難所の開設とか運営の訓練、それからDIG訓練と申しまして災害図上訓練と言われているものなんですけれども、地図上に透明のビニールをかぶせまして、その地域で危険箇所はどんなところがあるのかなというのをその参加者、地域の皆さんにプロットしていただくようなことで情報の共有化、それから問題を発見するということに役立つような訓練なんですけれども、そういう具体的な訓練、きめ細かなニーズに応じていこう、それから実践に即した内容に取り入れていこうということをして今図っているところです。以上です。

○山下 ありがとうございます。

次に、情報通信体制の強化についてお尋ねします。東日本大震災においても、この情報通信体制が十分機能しなかったと課題を防災計画でも挙げられておりまして、伝達系統の複線化を図る必要があると認識されていると思いますが、そこでデジタルサイネージの活用についてとエリアワンセグの活用について、あと臨時災害放送局のことについて教えてください。

○防災安全課長 議員御指摘のとおり災害時における情報発信は、市民の皆さんが適切な行動に出ただけ、あるいは被害の軽減に大きく左右する大事なポイントかなというふうに認識しているところです。その上で、発信手段を複線化、多重化していかなければいけないということをこの計画の中でも課題として明確に位置づけたところです。今市のほうで取り組んでいますのは、一つは難聴地域対策ということで、第一義的には防災行政無線、これがまだ難聴である、いわゆる無線の放送が入らない地域が見受けられます。この解消をまず急ぐのが優先だろうということに位置づけまして、現在市内5カ所の工事を進めているところです。地元との調整に入っています。

それから、御質問の2点目でデジタルサイネージ等の個々の対応ですけれども、まずは柏駅周辺の3カ所、柏駅の南口と、それから二番街の新生銀行の脇と、長崎屋ドン・キホーテの脇、この3カ所にデジタルサイネージの情報発信を最近始めたところです。具体的に、この利用というのを去る10月21日に行いました帰宅困難対応訓練で実際に市民の方にもごらんいただいて、利用に向けた情報発信というんでしょうか、をしたところです。このほか柏の葉キャンパス駅周辺でもデジタルサイネージの表示、実証を始めております。

それから、エリアワンセグ、あるいは臨時災害放送局などのメディアを使った情報発信でございますけれども、先行自治体において実証実験、あるいは実施に向けたシステムの導入等が進んでいるところもあるというふうに伺っております。これらの結果や、それから導入後の成果、これらを参考に、ほかの情報発信手段との多重化を図っていくという点では、費用対効果などとも比較検討しながら導入の可否を含めて、今後また研究も検討もしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○山下 ありがとうございます。防災無線というのは、やはり難聴地域があるということと、あとやはり駅の周辺というのは建物があったり、聞こえづらいなというところはありますし、あと人が集まって混乱するところだというのは思います。人が家に帰れなかったり、どこに行っていかわからないという、そういった中でその他の情報の手段というのは必要だと思うのですが、これ例えばデジタルサイネージ3カ所設置していただきまして、ふだん何があるのかどうかというのがなかなか見えにくいなというのがあります。駅前はわかりやすいなどは思いますが、例えば長崎屋のドン・キホーテのほうは、ちょっと携帯電話の販売などに紛れてしまったり、あと新星堂の前にあるところも、その向きであったりとか、そういったものもまた調整が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○防災安全課長 引き続き粘り強く、その辺はできるだけ効果的な箇所、場所、内容等について検討していきたいと考えています。以上です。

○山下 よろしく申し上げます。

エリアワンセグと臨時災害放送局のことにに関してなんですが、災害時だけ臨時に放送するというものでは、日ごろからの認知が足りないのではないかなと思わせて、防災内容に限らずふだんからの啓発、普及のための企画であったり、放送の運営なども必要かと思いますが、そのことに関してはいかがお考えでしょうか。

○防災安全課長 まだ、例えばエリアワンセグに関しては法律で制度化されたサービスになっていないということとか、先ほど申し上げましたが、他市の効果的な使用ぐあいというんでしょうか、これは今委員さん御指摘のあった、ふだん使いが非常に大事じゃないかなということも含めて総合的に情報を収集して、柏市においてもまちのPRに相乗りする相乗効果というんでしょうか、そういう利用方法、活用方法についても研究していきたいなというふうにももちろん思っております。以上です。

○山下 御答弁にもありましたように、まちの活性化とか、そういったものにもあわせて引き続き検討、よろしく願います。以上で終わります。

○委員長 以上で柏愛倶楽部さんの質疑を終わります。

○委員長 次に、未来会議柏、長瀬委員さん、どうぞ。

○長瀬 長瀬です。よろしく願います。山下委員ともかぶってしまっているところもありますので、そこからまず、順不同で行かせていただきます。

3番目の職員のメンタルヘルスについて。相談件数が大分増加していて、ニーズの高まりというものがあると思うんですけども、それに対する対応というのは実際にはどんなようなことを具体的にされているんでしょうか。

○給与厚生室長 先ほど月4回、相談を実施しているというふうに申し上げましたけれども、その所定の回数を超えるような、所定の枠内でおさまらないという実態もございますので、現状では午後から開始するところを昼休み時間に行ったり、あるいは延長、通常6時までの予定で相談実施しておりますけれども、これを延長するなどして対応しているところです。以上です。

○長瀬 ありがとうございます。

資料をお願いした中に書いてありましたが、平成18年度から新規採用職員の個別面談をしているということをお伺いしています。それによって、相談しやすい環境を整えられるのかなというふうには感じているというお話でした。早期対応というものは、非常にこういうメンタルケアの場合は大事になるわけですけども、こういうのととてもいいと思います。ですが、それを始めたのは18年度からで、多分今まだ若い人たちに対しての対応だけなんだと思います。一つ中高年と言っただけではいけないのかもしれませんが、職員の中でも中高年者、18年以前の入職した職員の方に対する対応というのは、ちょっと欠けているのではないかと思うんですが、その辺のところはどうお考えでしょう。

○給与厚生室長 中高年、平成18年以前の採用者に対する対応ということですけども、特にその世代をターゲットにした対応というのはしておりませんけれども、ただ全職員を対象としました職員研修ですとか、あるいは管理者を対象としまして職員、メンタルに不調を抱えている職員に対する対応を学ぶ研修などを実施しております。また、定期健康診断の際には受診者全員を対象に、健康管理のスタッフが個別で面談をしております。不調があるときには気軽に相談をしてくださいというような声かけをして、ケアしているというのが現状でございます。以上です。

○長瀬 ありがとうございます。大分努力されていることは理解しました。ただ、年配じゃないですけど、その中高年というか、その方なんかですと、そのメンタルで悩んだときの相談というのを、若い子たちはしやすくなってきたと思うんですが、昔の人であれば、昔の人じゃないな、あればあるほど変に精神論みたいに思っちゃったりとか、そんなの根性がないからだとか、例えばそう思っちゃうようなところがあって、自分の弱いところを相談するという認識というのに至らない、認識とい

うか、そういうところに至らないというか、そういうこともあるかと思うので、その辺のところも御配慮されて、年配になられた方々がちゃんとケアできる場所もやっぱり必要なのかなというふうに思いますが、いかがですか。

○給与厚生室長 これは、昨年度の試みなんですけれども、実は千葉大学と共同事業ということで、職員全員を対象としまして心の健康質問表というチェックシートをお配りしまして、その際にメンタルの不調が指摘された職員、そのうちでも希望者を対象としてなんですけれども、千葉大の先生などにケアをしていただきました。これは、24年度単発の事業でしたけれども、今後もこういう機会を設けて、なかなかやはり敷居が高い部分もあるかと思えますけれども、こちらから声をかけてあげてケアしていければなというふうに考えております。以上です。

○長瀬 ありがとうございます。

では、続きまして、またやはりかぶってしまっていたのですが、職員研修、2番のほうですが、あり方についてちょっとお尋ねします。職員のモチベーションと仕事の質、レベルアップを図るために、これは非常に重要なものだと思うんですが、これアンケートとか職員にとっていらっしゃるかお伺いしたんですが、受講者に対してはとっているとお聞きしました。でも、未受講者の人たちがどのような研修だったら受けたいだろうかというようなことがわかっていらっしゃるのかどうか、いかがでしょう。

○次長兼人事課長 今委員おっしゃったとおり、毎年毎年の階層別研修、あるいは特別研修においては受講後にアンケートをとっていますので、確かにアンケートの内容は把握できます。ただ、毎年全員が研修を受けるというわけではありませんので、そういった意味では毎年毎年全員の分は把握できないと。ただ、今回の先ほどちょっと話しました人材育成方針を23年度末につくったときには、全職員を対象に、どういった研修を受けたいかということも含めまして、人材育成に対してどんなふうに考えていますかと、感じていますかというようなアンケートもとりまして、例えばちょっとやらされ感があるとか、効果が本当にあるんだろうとか、そういった質問とか疑問も出ていますので、そういったものを踏まえて方針をつくり、そしてそれぞれの研修に反映させる取り組みをしていますので、毎年全員の職員からは聞けませんけれども、先ほど言った研修で、人数からいうと三、四年で1回ぐらい研修を受ける、少なくとも機会がございますので、そういった意味では今のやり方の中で職員の意見を取り入れてやっていけるのではないかと考えております。以上です。

○長瀬 ありがとうございます。何年目の人はこの研修というのが決まっていると、やはり固定されているところがあって、本来こういうのを受けたいなんていうのが受けられないんじゃないかとか、あるいはやっぱり何年たたなければそれを受けられないかという、やっぱりずっと年数たたなければレベルアップが図れないという環境ではなく、若い人、あるいは女性であってもどんどんレベルアップを図れて、やる気のある子はどんどん対応してあげられるようなちょっと柔軟い研修と

か、あるいはそういう昇給、昇何ですか、上に上がる方法とか、そういうのも考えるべきではないのかなというふうに思うんですが、いかがでしょう。

○次長兼人事課長 階層別、各級の何年目という、それにつきましては今委員おっしゃったとおり昇格、そういった制度と当然これリンクしていますんで、それを変えないで研修だけ前倒しで行っちゃうということは、ちょっと難しいかなと考えております。ただ、やはり意欲ややる気のある職員については、いろいろ研修を受けたいということで、特別研修という形で24年度実施したものであればプレゼンの研修であったり、あるいはことし、この後実施するんですけども、政策形成の研修とかも行います。また、研修、先ほどもちょっと言ったんですけども、人事課の開催する研修だけが研修でもないんで、例えば能力や意欲のある職員については職員配置の面で、例えば課題や懸案を抱えている部署で業務を通していろいろ身につけてもらうといった方法も一つの研修ではないかと考えております。以上です。

○長瀬 ありがとうございます。

じゃ、次に移らせていただきます。1番目ですが、健全財政運営のために、人件費削減というのはとても大事なんだと思います。ですが、その人件費というのは文字で書かれているものだけでなく、もちろん臨時職の手当、それから委託業務中の人件費というのもあると思うんです。そういうものを含めて、真の人件費と仕事の質のバランスというものに対しては、何かお考えをお持ちでやっていらっしゃいますか。

○次長兼行政改革推進課長 人件費の削減につきましては、職員給与の見直しと、それから職員数の削減、これ両面から取り組んでおります。私ども行革のほうで行っております職員数の削減について御説明申し上げますが、柏市行政経営方針において、職員が担うべき業務領域を重点化を図って、民間活力の導入や、それから市民との協働を推進することで行政サービスの安定的な提供と、それから人件費の抑制が両立できるように適正な職員数の管理に努めてきたところです。

また、事業を効率化する手法としては、それが適切と認められる場合は事業の民間委託も含めて考えております。柏市行政経営方針では、これらの取り組みを推進することによって見込まれている財源の不足額を解消して、持続可能な行財政運営を構築するものとしております。今委員が御心配されておりましたサービスの質、それから正職員、臨時職員のバランスについてですが、臨時職員の配置につきましては市民サービスの維持向上を図りながら、人件費削減による財政健全化を進めるために役割分担と責任範囲の明確化、これに留意した上で活用を進めてきております。具体的に申しますと、主に定型的で大量な処理が可能な業務ですとか、政策判断を伴わない業務と正規職員の補助的な業務を臨時職員に担っていただくという考えでおります。

それから、人員の削減を進めてきたとは申しましたが、一方で消防分署、手賀分署の開設ですとか、それから権限移譲による新規事業への人員増による対応ですとか、業務量の増加などに対応する職員の増員もあわせて実施してきております。必

要に応じてサービスの提供に必要な人員を精査して、適切に配置していると考えておりますので、人員の削減によるサービスの低下はないものと認識いたしております。以上でございます。

○長瀬 ありがとうございます。1つだけ、委託してしまったもの、人件費というか、そのの部分に関してですが、その辺の質問をしますと余り把握ができていないところがあるように思います。その一回委託してしまえば、あとは何か投げちゃって終わりということではなく、その辺のところも含めて仕事の質というか、サービスの質を維持できるように、どうぞ御努力いただけるようお願いします。

続きまして、4番目になりますが、地理情報システム運用管理の委託料につきましてお聞きしまして、資料を拝見しますと、これに関して、システムに関しましては公開型と庁内型があるということをお聞きしました。庁内型は大分よく使われているようですが、公開型に関しましては平成22年が6万130件、平成23年が4万9,487件、24年度は、当該年度は4万7,353件とアクセス数が減少しているようですが、これはどのように分析されていますか。

○情報政策課長 今委員御指摘のアクセス数の減少につきましては、確かに平成22年度実績では6万136件、平成23年度は4万9,487件と大きく減少しました。通常月平均4,000件程度のアクセスがある中で、平成22年度の月ごとのアクセス件数を確認しました。そうしますと、年度末の3月に約1万5,000件とアクセスが集中しました。これは、平成23年3月に柏市公式ウェブサイトがホームページ自動構築ソフトであるCMSに移行しましたので、公開型地図情報サービスのデータの検証やリンク切れの確認などでアクセスが集中し、大幅にアクセス件数が増加しました。したがって、本来のアクセス件数を把握するために、平成23年度以降はこのような自動アクセスを除外するようにしております。その結果、自動アクセス数を除いた利用状況は月平均4,000件前後と横ばいで推移しています。以上でございます。

○長瀬 ありがとうございます。そうしますと、多少数字を操作してしまうところがあるんですが、それに関しては正しい操作であればいいと思うのですが、違うことも起こり得るのでしょうか。

○情報政策課長 自動アクセス件数は、概算で差し引いていますので、確かにそういう微妙な部分もございますけれども、ある一定の割合で差し引いていますので、実際のアクセス件数については大体4,000件前後で月平均推移しています。以上です。

○長瀬 ありがとうございます。信頼していますので、そんなことは考えては実はいないんですけども、委託料というのが電算処理に、この事業の中で電算処理という委託料というのが結構あるわけですけども、この辺のところは23年、ちょっと金額の違いというのがよくわかりにくかったんです。それで、資料を請求しましたところ、そのところはちゃんと意味があったので、私理解いたしました。ですが、庁内で、いろんな部署で電算処理というのがたくさんあるんです。それで、電算処理ってすごく何かよくわかんなくて、ごまかされちゃうような感じがするところも

ありまして、これ全体の把握、コントロールというのが必要だと思いますが、これについてはどうお考えですか。

○情報政策課長 確かに委員御指摘のとおり電算経費の内容や適正価格がわかりづらいという、そういう面がございます。そうした中で、市全体の電算経費の管理方法ですが、うちの情報政策課では毎年予算要求の時期に電子計算業務に関しての計画書を提出してもらっています。その内容を精査して、市全体の電算処理予算を把握しております。以上です。

○長瀬 わかりました。ということは、そちらの課で市の全体の電算処理委託料というのを把握しているということによろしいんですね。

○情報政策課長 全体の予算で言いますと、平成23年度の決算額では約16億程度です。大体この金額で推移しています。以上です。

○長瀬 それがちゃんと把握できて、コントロールできていることが重要だと思いますので、その辺よろしく願いいたします。

あとの2つに関しましては、ちょっとやるのを外してと思っています。というのは、防災対策に関しましてはちょっと決算書と報告書の整合性がちょっと、何か数字がずれていたようだったのですが、私ちょっと見落としがあったので、間違っていたのではなかったもので、これ省かせていただきます。

それから、6番に関しましては消防団運営に関しては、僕は市民の安全と安心を守るために絶対必要なものだと思いますし、自助、公助、互助、共助という観点からもとても大切なものだと思います。ですが、ちょっとその出場費というのがだんだん減ってきていたりとか、社会情勢の変化に合わせて今後どうあり方を考えていくのか、やっぱり市民のモチベーションを高めていく努力が今後大切なんだと思います。それだけつけ加えさせていただいて、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○委員長 以上で未来会議柏さんの質疑を終わります。

○委員長 次に、日本共産党、日下委員さん、どうぞ

○日下 まず、報告書の36ページ、37ページになります。地方交付税の、特に普通交付税についてお聞きしたいと思います。冒頭に、普通交付税の収入は49億4,207万9,000円と書いてあります。その内訳、その内容が下に書いてあるんですけども、ちょっと非常にこの表はわかりにくいなど、財政の担当の方ともお話ししたんですけど、49という数字がどこにも出てこないの、わかりにくいと思いますが、一番下の旧柏市と旧沼南分を合算したものが49億ということだと思います。ですよね。

(「そのとおりです」と呼ぶ者あり) できれば、この合算額を書きいただきたいと思います。それで、普通交付税が49億何がしということなんですけれども、前段に基準財政需要額が書いてあります。この基準財政需要額というのは幾らになるんですか。

○財政課長 基準財政需要額につきましては、旧柏市、旧沼南町足したものになり

ますけれども、36ページの一番下段、(カ)の行、こちらで524億3,265万1,000円と
いうことでございます。以上です。

○日下 ですが、その中に、それは下から4番目にある基準財政対策債振替相当
額を引いたものですよ。

○財政課長 おっしゃるとおりでございます。臨時財政対策債は、まず需要から差
し引いて最終的な交付税額を計算するという仕組みになってございます。本来必要
な需要額については、臨時財政対策債を足したものだというふうには認識してござ
います。以上です。

○日下 そうですね、臨時財政対策債を足したものが本来の交付税額ということは、
足した金額は幾らになるんですか。

○財政課長 110億程度になろうかと思えます。以上でございます。失礼しました。
570億程度になろうかと思えます。正確に計算してはございませんが、おおよその額
でございます。以上でございます。

○日下 それが基準財政需要額ですよ、これは柏市が財政運営、市政運営してい
く上で必要な額ということですよ、それに対して基準財政収入額の差額が地方交
付税としておりてくるわけです。現金でおりてきたお金が49億ですけれども、今お
っしゃった臨時財政対策債というのは、現金で払わないけれども、これは財政運営、
市政運営に必要なお金だということですよ、一時的に柏市で借金をしてください、
ただし後からその額については全て国がお支払いをしますというものですよ。
(「そのとおりです」と呼ぶ者あり)とするならば、このお金は全額柏市が使うべ
きお金だと思います。そうですね、基本的に。

○財政課長 おっしゃるとおり国が財源保障している、本来は現金で交付税として
交付されることによって、基礎的な行政運営を国が保障しているという制度でござ
います。臨時財政対策債と申しますのは、御承知のとおり国が法定率、国税の法定
率で賄えない市町村の財源不足を国と折半で市町村、地方自治体に借金させてとい
うことの制度でございます。本来は、現金で確保されるべきでございますので、た
だこの一般財源を、やはり確保した上で市の行政運営を考えていくというのは、や
っぱりある意味基本的な行政運営の姿かなというふうな意味もございます。以上で
ございます。

○日下 基本的に、基準財政需要額の中に計算されているということは、そのお金
を使うことによって市民サービスや財政運営ができる、可能になるということだか
ら、基本的には使うべきお金だと思うんですけれども、柏市はこの間その臨時財政
対策債についての執行率は非常に少なかったわけです。24年度は、可能額に対して
幾らですか。

○財政課長 可能額約56億円のところで、47億円の借り入れしてございます。以上で
ございます。

○日下 この間もずっと、前年、23年、22年はさらに執行率が低いと思うんですけ
ど、どのくらいですか。

○**財政課長** 過去、臨時財政対策債、留保して借り入れした分については、およそ100億円程度というふうに認識してございます。以上でございます。

○**日下** 100億円を借りていると、この間基本的に、本多市政のときにはほとんどこれ使っていたと思うんです、この可能額は。ほぼ、ほとんどの自治体が使っているわけです。だけど、柏市は市長も自慢していますけれども、使っていないということ自慢していますけれども、この間秋山市長になってから、この臨財債かなりほとんど、かなり低く使っているじゃないですか、それはなぜですか。

○**財政課長** 1つは、起債の残高というか、借入額を抑制していくという考えの中で、投資的な経費に充当されない、いわゆる赤字的な財源については極力借入額を抑えていくと。ただ、反面通常の起債について借入額をしている部分でございますから、トータルで、どこで借入額の財源を求めるかということでございますと、過去の数年間についてもある一定の額を総額では起債してございますので、総額の中でコントロールした結果、それとあとは起債を抑えていくんだという姿勢の中で臨時財政対策債を使って抑制を図ってきたということでございます。以上でございます。

○**日下** 市長は、御自分の4年間の活動報告の中で380億円の借金減らしたと書いてありますけれども、その中には新たに借金を借りなかったことによって、それを抑制したということでもあると思いますが、臨時財政対策債について言えば、これは100%国からおりてくるものであって、いつかは上に上がったとしても、だんだん、だんだんそれは下がっていくものなんです。だから、市長はその額面、額の規模を小さくしたいのかもしれないけれども、このやり方は非常に正しくないんじゃないかなというふうに私は思うんですね。

○**石黒副市長** 臨時財政対策債については、本当に制度的な問題があると思います。将来償還するときに、交付税の不交付団体になったときには、実質的にはその分は入ってきません。そういう面では、私ども交付団体と不交付団体ぎりぎりのところの財政運営を求められておりますので、そういうことも考慮しながら臨時財政対策債については活用すべきものという認識で、起債の残高多いという現状を踏まえながら、慎重に対応しているところがございます。ただ、その分の市民サービスが低下しているということではありませんので、当然基準財政収入額の中では税収の全額が基準財政収入額にカウントされていません。留保財源もありますし、その他の財源を活用しながら、やはり基準財政需要額に見られているような需要、市民サービスについてはしっかり対応してきたと、そういう財政運営をしてきたところでございます。今後これら臨時財政対策債そのものについては、私ども柏としては本来あるべきものじゃないということで国にも要望しておりますので、できるだけこういう制度じゃない財源確保については、なるように努めていきたいと思っております。以上です。

○**日下** 確かに制度的に問題があるわけなことは確かであります。しかしながら、抑制することによって、副市長はサービス、市民サービスに影響はなかったとおつ

しゃるけれど、影響があったと思うから私言っているんです。これ行革の、次の質問にもかかわってきますけれども、この間ずっと秋山市長になってからの4年間、いろんな利用料の値上げですとか、保育料の値上げですとかありましたし、それからずっと扶助費、それから補助金、それからさまざまな市民サービスの削減等ありましたし、一番わかりやすいのは敬老祝い金なんか非常にわかりやすい形でカットされているわけですけども、そういうふうにして市民サービスに影響がなかったわけではない、ないからこそ、削減したからこそ、こういう形で出ているわけでありまして、現に黒字にもなっているということにもあらわれておりますように、市民にやっぱりそういういろいろな形での負担が行っているということなんです。ですから、本来的に他市が行っているように臨時財政対策債というのは、やっぱり適切な使い方を、現状では使うべきだというふうに思います。

次、行革のほうに行きます。14、15ページです。14ページの行財政改革の主な取り組みということで、冒頭に柏市では健全な財政運営をしながら地域の特性を生かしたまちづくりを進めるために柏市行政経営方針を作成し、数値目標を設定していると、平成24年度決算において数値目標を達成したが、引き続き厳しい財政状況が見込まれるため行財政改革を進める。先ほどのこととも関連するんですが、地方交付税の臨時財政対策債も使わなくて済むほどの財政状況なのに、ここに引き続き厳しい財政状況が見込まれるため行財政改革を進めるということでもありますけれども、柏市は22年度をゼロベースとして、5年間で78億円の財源不足、収支不足になるということでこの取り組みを進めているということなんです。今の到達点といいますか、状況についてお示してください。

○次長兼行政改革推進課長 おっしゃるとおり柏市行政経営方針の財政見通しにおいて、平成23年度から27年度までの収支不足額を約78億円と見込んで、この解消に向けた取り組みをいたしております。24年度における解消額は、歳入増加で約7億4,000万円、歳出の削減で約16億5,000万円、合計で23億9,000万円を見込んでおります。当初予定していたより比較的いいペースで、不足分の解消が進んでいるという認識でおります。

○日下 23億といいますと、23年度、24年度を累計してということですか、23年度だけで。23年度だけといいますと、23年度は5.5億円不足だと書いてありますよね。

○次長兼行政改革推進課長 24年度の取り組みで、23億9,000万円を見込んでおります。

○日下 23億。（「9,000万円です」と呼ぶ者あり）23億9,000万円。計画では。

○次長兼行政改革推進課長 毎年これローリングさせておりますので、計画が……ごめんなさい。5億5,000万円です。

○日下 そうですよ。

○次長兼行政改革推進課長 はい。

○日下 5億5,000万の計画に対して23億9,000万円ということですか。

○次長兼行政改革推進課長 そうです。

○日下 これは、すごい実績なんじゃないんですか、なぜこんな計画と違った大幅な収支が生まれるのでございますか。

○次長兼行政改革推進課長 前倒しで計画を達成するために、できるだけ前半にいろいろな事業を行ってきたことは事実です。具体的な取り組みとして、補助金の見直しですとか、給与制度の適正化等が実現してまいりましたので、これだけの実績が上がったものと考えております。

○日下 やり過ぎじゃないでしょうか。

○次長兼行政改革推進課長 まだこれから27年度までに期間がございまして、テンポが速いとはいえ、この78億円が解消したわけではありませんから、今後とも気を緩めずに将来に向けて行財政改革、恒久的に進めていく必要があると考えております。以上でございます。

○日下 きょうはちょっと私できなかったんですけども、予算に対して決算の数字の違いというのが大分ありまして、収入についても随分予算とは違うわけです。災害もありまして、そういったところの収入もあるんですけども、予算と大分違う、現実には68億という黒字を出していますよね、それが一体何なのかということも、ちょっと私は明らかにしてもらいたいと思うんですけども、まず単純に考えて、収支不足であるならば、その不足は地方交付税で措置されるのではないんですか。

○財政課長 最終的な柏市の収入、支出の差額を補填されるという制度には決してなっていないのでございます。基本的な財政運営を保障する制度でございますから、政策的な部分ですとか臨時的な部分とかというのはやっぱり市の、先ほど副市長が申し上げた留保財源とか自主財源、そういったものを活用しながら行っているという構造になってございます。以上でございます。

○日下 市の財政運営というのは単年度決算ですので、その年集めた歳入、税を中心とした歳入を、基本的にはやっぱり市民に還元するというのが基本だと思うんです。そこでは、やはり適正、適切な財政運営というのがあると思いますし、ただ削ればいいわけでもないのでありまして、その点で、私などは、これまでも告発していますけれども、市民負担が非常に強かった、160事業が大体補助金のカットですとか廃止ですとかされているんですけど、私どもの計算だけでも48億円なんです。恐らく担当部署では、ことしはこれを3%減らしてくれ、何%という、そういう上からのお達しもあって、結構担当部署では非常に財政運営大変だったと思うんです。やりたい事業なんかも、恐らくできない部分があったんじゃないかと思うんです。そういう点から考えたときに、やはり私は今の市の財政運営の仕方というのは、いろいろ問題あると思います。それから、行財政改革についても、これやっぱりもう一度見直して、当初立てた計画と随分数値も違うわけですから、その辺の改善をお願いしたいと思いますけれども、いかがでございませうか。

○石黒副市長 行財政改革の取り組みについては、基本はやはり安定して将来に持続できる財政体質だと思っております。そういう面では、目標数値は決算報告書の

14ページにもありますように、まず経常収支比率というのを一番の目標だと考えております。これは、御案内のように継続的に、経常的に入る財源のうち、義務的経費とか、どうしてもかかってしまう経費と、それ以外のところを確保しないと道路の改修の財源とか、今市にとって課題になっている公共施設の今後の更新の費用とか、こういうものが出てきませんので、この目標数値につきましては90%という目標を今掲げているんですが、最終的には80とか85が望ましいと言われておりますので、そこをまず基本に財政運営をしていかなきゃいけないということで、まだ目標まで行っておりませんので、さらに行政改革の取り組みというのは必要だと思っております。そういう中で、本当に市民に必要なものについては安定したサービスを提供できる、その両方をにらみながらということでございますので、単年度の収支がちよっと多かったりというところは、今回も交付税が、特別交付税が多かったり、あるいは今年度ですと生活保護の還付金とか、前倒しで歳入があって返さなきゃいけないのもありますので、そういうのも踏まえると今のところ本当に厳しいというところが実態だと思っております。そういう面では、市民サービスの後退にできるだけならないように、またしっかり安定した財政をできるよということで、目標数値としては経常収支比率を基本に今後も取り組んでいきたいと考えております。以上です。

○日下 次に（「20分経過しています」と呼ぶ者あり）じゃ、決まりどおり、もう一つやりたかったのは税の滞納の問題をやりたかったです、延滞金の問題を。以上。
○委員長 以上で日本共産党さんの質疑を終わります。

○委員長 次に、柏清風、円谷委員さん、どうぞ。

○円谷 柏清風、円谷でございます。よろしくお願いたします。最初に、市税収入、納入状況とあと滞納、不納欠損についてということなんですが、いただいた資料で、納付方法の内訳いただいたんですけれども、コンビニの件数と口座振替だと、件数はコンビニのほうが多いけど、額は口座振替が多くなるというふうに逆転しております。それについてどのように分析をしておられるか、お聞かせください。

○次長兼収納課長 御指摘のとおり、口座振替の利用率とコンビニの利用率につきましては、税目ですとか年齢層に応じまして、若干構成比が異なってまいります。現在市では、口座振替の推進につきまして特に重点的に取り組んでおりまして、現在利用者ベースで24%の申し込みをいただいております。こういった中で、非常に口座振替につきましては手続の簡素化ですとかうっかり忘れ、あるいは市にとりましても収納率の向上ですとか、督促状の発送経費の削減等もございまして、重点的に取り組んでおります。

また、コンビニ収納につきましては若干手数料も高うございまして、この辺についてもできるだけ口座振替の利用の案内をとということで重点的に取り組んでおります。以上でございます。

○円谷 ありがとうございます。全くもってそのとおりであって、やっぱりうっか

り、本当に私も、市税は一括で最初に納付しちゃうんであれなんですけど、公共料金とか、そういうので本当に単に忘れちゃうという、理由なく、理由なしで本当に忘れちゃうということは時々あります。そういうのが実際たまっちゃうというか、本来市税になるはずのものを滞納してしまうと延滞金もかかってしまうし、こっちも事務手数料というか、督促状とかそういうを出す経費とかもかかっていってしまうということで、お互いにとって余りいいことがないので、ぜひ口座振替のほうにさせていただけるという取り組みを積極的にやっていただきたいと思うんですけれども、今はそういう取り組みは何か行っていますか。

○次長兼収納課長 現在特に2点、取り組みを進めておりまして、特に今月から、従来金融機関の窓口に行かないと手続できなかつたものなんですけども、今月から市の窓口で携帯の端末を置きました。これにキャッシュカードを通しまして申し込みができるペイジー口座振替サービスですか、これを今月から実施してございます。それから、昨年度から引き続きまして、申し込みをいただいた方につきましては、ふるさと交流を実施しております只見町の特産品を、これは抽せんになりますけども、これをプレゼントいたしまして、お申し込みをいただいた方ということでキャンペーンを現在実施しております。以上でございます。

○円谷 ありがとうございます。簡単に手続ができるというのは、やっぱり口座振替に移行していただくためには大変重要なことだと思いますんで、もっと周知をぜひ行っていただいて、利用者がふえるように努力をしていただきたいと思います。

また、キャンペーンということなんですけれども、なかなか景品でどうのこうのというのは、行政としてちょっと斬新というか、思い切った施策だったのかなというように思いますが、只見町の特産品ということで、ふるさと交流都市のことを知ってもらうことにもつながって一石二鳥なのかなと思ひまして、率直にいいアイデアだなというふうに思いました。今後もそういういろんなアイデアを出しながら、より納付のしやすくなるような方法を考えていってください。これも立派な行財政改革だと思います。

それで、次なんですけれども、職員研修事業について幾つかお伺いします。先ほど山下委員のほうからもありましたが、自主研修というのをやっているということなんですけど、どのような内容になりますでしょうか。

○次長兼人事課長 自主研修ですね、自己機関……自己機関研修ということで、42ページ、報告書に研修の内容まとめてありますけども、幾つか分け方がありまして、実施主体によって、うちのほうはまず最初に分けていまして、人事課が主体となって、主に庁内で行う研修、これが自己機関研修ということで、ここに書いてあるとおり一定の職層に達した職員に対して行う階層別研修、あと一定の職務についている人を対象にする、例えば担当リーダーとか、あと震災を指導する担当者とか、そういった人を対象にしたり、あるいは特別な能力の開発ということで行う特別研修ということで、自己機関研修についてはその2つに分けて実施しております。以上です。

○円谷 あと派遣研修と自主研修というのがあると思うんで、その自主研修につい

てちょっと、どういったものかということをお伺いしたんですけれども。

○次長兼人事課長 自己機関研修のほかに派遣研修といいまして、人事課のほうじゃなくて外部教育機関のほうに職員を派遣して行う研修を、これ2つ目の区分でまとめております。

参加人数の多いところで申し上げますと、千葉県自治研修センターといいまして、これは千葉縣市町村総合事務組合が行っている内容なんですけれども、そちらのほうに派遣している研修、あるいはその下の市町村職員中央研修所、これ市町村アカデミーというふうに言っているんですけれども、こちらのほうで行っている研修、あるいはその下の日本経営協会ということで、こちらのほうに派遣している研修ということで、これらにつきましては、その研修の内容につきましては、基本的なものから専門的なものということで、各種いろいろバラエティーに富んでいまして、各担当課のほうでどういった職員をどこに派遣しようかということを検討して職員を決定してもらいまして、派遣をしているというのが実態でございます。

最後に、自己啓発ということで、これは自主研修、職員みずから行う研修ということで、これ3番目に区分しております。これは、自主研修ということですので、基本的には職員が自分の責任において行うということなんですけれども、最終的に仕事の業務の質を上げたり、市民サービスの向上になるという分につきましては、一定のもと人事課のほうで支援して行っているということでございます。以上です。

○円谷 その最後の自主研修なんですけれども、どのような内容のものでしょうか。

○次長兼人事課長 昨年度、24年度は2講座実施しております。1つがキャリアデザイン研修という研修でございます。これは、初めて行った研修なんですけれども、なかなか職員が、将来自分がどんなふうにキャリアを積んで成長していくのかということがなかなか見えないということもありますんで、これまでの経過とか、あるいは研修内容を振り返って、今後について自分の将来イメージをつくってもらおうということで、それによって日々の業務に前向きに取り組んでもらいたいということで行った研修、これが一つです。

もう一つは、先ほどほかの委員さんのところで少し出ましたけれども、ワークライフバランス実践講座ということで、こちらは市も事業主として業務と仕事と家庭の両立ということで、そういったことを支援する部分でございますので、いわゆる座学といいまして、聞く研修と、あと家庭との両立ということで、特に男性職員ですけれども、そういった家庭のいろんな業務に取りかかるきっかけとして、料理をちょっと実際にやってもらおうということで行った研修でございます。以上です。

○円谷 それは、夜間ということなんですけれども、それは業務には含まれないということでしょうか。

○次長兼人事課長 業務が終わった後、夜間ですので、時間外手当がつくとか、そういったものはございません。自主的に、要はボランティアというか、そういった形で研修に参加していただいております。以上です。

○円谷 ありがとうございます。

次に、自己機関研修あるいは派遣研修と言っていたところなんですけれども、こちらは例えば職員の方で、手を挙げてくれた方に行っていただくとかいう、そういったことはありますでしょうか。

○次長兼人事課長 階層別研修につきましては、もう一定の職層ですので、指名になります。ただ、特別研修、あるいは派遣研修につきましては2通りございまして、特別研修につきましては公募が、手挙げ方式と、あるいは内容におきましては、例えば接遇の研修を行う場合には、窓口部署からは何名出してくださいというようなことで人事課のほうでお願いする場合もございまして。あと、派遣研修につきましては業務に関連する部分が多いことから、担当課のほうにどういった職員をどのぐらいの経験のある職員をこういった研修に送りたいということで、担当課のほうで派遣職員を決定する分と、あと内容によりましては海外研修とか、そういったものにつきましては手挙げ方式というか、公募で行っております。以上です。

○円谷 こうやって質疑しているのも何でかというのと、やっぱり職員の方々の能力の向上というのが結局は、結局はというか、最終的には市民の方へのサービス向上とかというところにつながっていくのかなというふうに思います。それで、やはり意欲を持って研修に行きたいと言っている職員さんがいらっしゃったら、ぜひ多くの機会を与えていただきたいなというふうに思いますので、ぜひ研修事業というのもできる限りの配慮をしていただければなというふうにご意見を申し上げます。

次に、職員の健康管理事業なんですけれども、まず定期健康診断をお受けになられている職員さんが924人というふうに数字が出ているんですけれども、それ以外の方はどのように対応されているのでしょうか。

○給与厚生室長 職員の健康診断につきましては、市が実施する定期健康診断を受診することが基本になりますが、それ以外に他の医療機関で同様の内容で健康診断を受診して、その結果を提出することも認められているということから、平成24年度では他の職員、具体的に申しますと1,240人程度ですけれども、人間ドック、あるいは他の医療機関で受診をしております。以上です。

○円谷 それは、臨時職員の方も含まれるのでしょうか。

○給与厚生室長 臨時職員については、人間ドックですとか他の医療機関での受診について認めておりませんが、この報告書の924人の中には臨時職員59人を含んでおります。以上です。

○円谷 健康診断とか人間ドック受けられる職員さんというのは、それは業務の時間で行けるようになってはいますか。

○給与厚生室長 定期健康診断の受診、それから人間ドック等につきましては、職務専念義務の免除を受けて、庁内であれば一時離席し、庁外であればその時間帯受診をすることが可能です。

○円谷 柏市では、法的に義務づけられているもの以外に、独自で設定しているような検診とか人間ドックの項目というのはありますでしょうか。

○**給与厚生室長** まず、人間ドックに関しましては、その受診項目につきましては機関によって多少ばらつきがあるかと思っておりますので、正確には把握しておりませんが、市が直接実施している健康診断の中では、子宮がん検診ですとか歯科検診、骨密度検診などが法定外で独自に実施している健康診断になります。以上です。

○**円谷** 現在は、病気を理由に休職されている方というのは、何人ぐらいいらっしゃいますでしょうか。

○**次長兼人事課長** ちょっとお待ちください。

失礼しました。24年度、1カ月以上の長期の休暇ということで46名でございます。以上です。（私語する者あり）失礼しました。42名でございます。

○**円谷** それは、理由が病気だということによろしいんですか、さっき本池委員のあれだとメンタル面というようなこと言っていましたけど。

○**次長兼人事課長** 病気ということで、種類が幾つか分類してはいますけれども、内科系の疾患が16名、けが等が11名、先ほどから出ていますメンタルの関係で15名ということでございます。以上です。

○**円谷** 突発的なけがの場合はいたし方ない、いたし方ないというか、健診とかでわかるものではないので、仕方がないという面があると思えますけれども、慢性的なものとかというのは、やはり定期的に健康管理をしていただくことで防げることだと思いますし、何よりやっぱり先ほどの研修の話にもつながるところだと思いますが、やっぱり職員さんというのは柏市にとってやはり大きな財産であり、人材でございますので、少しでも健康で、またフルに力を発揮できるように健康管理というところをしっかりとさせていただきたいなというふうに思います。

さっきちょっと聞き漏らしちゃったんですけれども、職員さんみんな定期の健康診断か人間ドックは受けておられるという認識でよろしいですかね。

○**給与厚生室長** 長期の病休、長期のお休みをとっている職員に関しましては、必ずしも全員が受診しているわけではございません。ただ、そういった職員も含めておおむね昨年度の実績でいうと99.7%の職員が何らかの形で健康診断を受診しております。以上です。

○**円谷** わかりました。ありがとうございます。

先ほど申し上げましたとおり、職員の皆さん、ぜひ健康でフルに力を発揮していただけるように健康に御留意いただければと思います。もちろん委員の皆さんも、冬になりますので、風邪を引かないようにお気をつけいただければと思います。以上です。

○**委員長** ありがとうございます。

では、ここで暫時休憩をいたしたいと思えます。15時半まででよろしいでしょうかね。では、ここで暫時休憩をいたします。

午後 3時 2分休憩

○

午後 3時 29分開議

○委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

では、後藤委員さん、お願いします。

○後藤 柏清風の後藤です。よろしくお願いたします。それでは、まず報告書の7ページ、歳入の主な増減内訳について、市税についてお伺いたします。

平成24年度の市税収入は620億云々ですね、前年比、平成23年度比がマイナス約1,200万という結果になりました。この主な増減の内訳において、個人市民税が5億8,000万ほど増、法人市民税が3億3,000万ほど増となっております。この内容についてお示してください。

○市民税課長 私のほうから、今委員のほうから御指摘のございました市税の増減のうち、特に個人市民税と法人市民税の増収につきまして、課税側の立場で御答弁申し上げます。

まず、個人市民税についてですけれども、前年度に比較しまして約5億8,000万程度増となっております。これは、扶養控除の見直し、特に扶養親族のうち年齢16歳未満の年少扶養控除の廃止がございまして、そのような大きな税制改正がございましてふえたというような要因でございまして。

また、法人市民税につきましてですけれども、これも前年度に比較しまして約3億3,000万ほど増となっておりますが、これは本格的な東日本大震災等の復興施策などの要因によります経済成長、景気回復が主な要因であると考えております。以上でございます。

○後藤 ありがとうございます。法人市民税に関しては復興特需という捉え方ですね、なかなか響いてこないんですが、こういうところに数字としてあらわれているということは、少しずつ景気の回復も見込めているのかなというところですか。

それから、あと市税の増減内訳の中で固定資産税、それから都市計画税がマイナス、固定資産税に関してはマイナス7億6,700万ほど、都市計画税においてはマイナス1億7,500万ということですが、これはいわゆる3年に1度の評価がえによるものと捉えてよろしいですか。

○資産税課長 委員御指摘のとおり、原因は評価がえに伴うものですが、土地については地価の下落を反映した形になっております。家屋につきましては、既存家屋が建築後の経過年数による減価を行いました。このために減価をしております。以上でございます。

○後藤 ありがとうございます。

それから、年少扶養控除の廃止ということが市民税の増収増につなげたというお話ですが、いわゆるこれは子ども手当への移行に伴う廃止ですね。

○市民税課長 今委員御指摘のとおりでございます。

○後藤 わかりました。

マイナス1,200万の増収減、これを多く見るか少なく見るかはあれですけども、市民税の割合というのは市税増収のおよそ半分ほどですよ、たしか。それから、固定資産税と都市計画税の増収、これも2分の1弱ということで、非常にこの2本、

3本、4本が大きな税収の柱というふうになっております。これは、ほかの自治体でもそうかもしれませんが、この大きな変動、特に減、減る場合に、これは財政に大きな影響を及ぼすと思いますので、これからも決算においてその増減に関する詳細な分析をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○市民税課長 今委員が御指摘のとおり、今後とも課税客体の把握をしながら、確実に税収の確保、これは今後とも、かなり厳しいとは思いますが、税収の確保には最大限努力してまいりたいと思います。以上です。

○後藤 ありがとうございます。

続きまして、関連するところですが、報告書の14ページ、15ページ、それからそれに関連して報告書の35ページ。14ページ、15ページは、行財政改革の主な取り組みというところで、市税の収納率を上げていくということは非常に大事なことで、24年度は収納率が92.9%、前年度が92.3%ということで0.6%ほどふえているということは、非常に執行部の努力が実った結果だなと思っております。

それで、その内容の内訳が35ページにあるわけですが、平成23年度、24年度と並列して内容を比べております。ほとんどの税区分で前年度比、徴収率が上回っているという喜ばしい結果です。徴収方法、何か改めたのでしょうか。

○次長兼収納課長 収納率の向上につきましては、特に繰り越し分につきましては昨年度滞納整理マニュアルを、これは柏市独自のものとございますが、改訂いたしました。これで、特に効率的に、効果的に滞納処分を進めていこうと、こういった観点から、まず高額事案の滞納につきまして優先的に進めていると、それから滞納処分する際にも換価できる債権を中心に、こういったことを優先的に滞納処分を進めていったと。また、中には徴収が非常に困難な事案もございます。そういったものにつきましては、適宜執行停止処分にいたしまして、徴収の適否を見きわめてきたと、そういったところがございます。以上でございます。

○後藤 高額な事例というのは、一つの基準としてどのぐらいのラインでしょうか。

○次長兼収納課長 現在1,000万以上の繰り越しの滞納者が約2,000件ございます。組織的にこれを特化したしまして、ここを、ちょっと塩漬けになっている案件でもございますので、この辺につきましては重点的に取り組んでいると、特に今年度でもございますけども、なかなか困難で難しい案件ですので、国税庁のOBの方を採用いたしまして、徴収指導員ということでこの辺の取り組みを重点的に行っております。以上でございます。

○後藤 未納者の高額な1,000万以上が2,000件ということ、これ非常に未納者の常態化をあらわしている数字じゃないかなと思っておりますけども、例えば固定資産税の滞納なんかは土地がありますよね、なので差し押さえなんかしやすい部類ではないかと思うんですけども、24年度の差し押さえの実績、お示しいただけますか。

○次長兼収納課長 特に固定資産税の分につきましては、差し押さえの件数は昨年度617件でございます。以上でございます。

○後藤 ありがとうございます。

それから、この徴収率を上からずっと見ていくと、軽自動車税の徴収率が80%台ということで、ほかの税区分と比べて低いように感じますが、この理由をお示しく下さい。

○次長兼収納課長 軽自動車税の収納率が低い要因といたしまして、まず原動機付き自転車等の課税客体の税額が非常に低いと、そういったことと、これらを利用する年代層が、若年層が非常に多くて納税意識がなかなか醸成されていないと、そういったところを分析しています。

また、市外に転出された方が移転の手続を市町村のほうに行わないと、こういったことで低い要因として分析しているところです。対策といたしましては、納税促進センター等を使いまして納付の勧奨ですとか、あるいは督促、催告状を送りまして、納付に努めているところがございます。以上でございます。

○後藤 わかりました。今後とも収納率の確実な向上に向けて、努力していただきたいなと思います。

続きまして、報告書の31ページ、市債の借り入れ、それから利率についてでございます。平成24年度の財政融資資金、かんぽ生命保険、ゆうちょ銀行、これを政府資金と呼ぶみたいですが、これの借り入れ利率の幅というか、レンジ、それから市中銀行から借り入れる場合の借り入れ利率の幅、平成24年度においてどのような推移になっておりますか。

○財政課長 いわゆる先ほど申されました政府資金、いわゆる公的な資金の利率の幅でございますけれども、償還年次において、償還期限によって利率の幅ございまして、10年の借り入れについては0.4%、それから20年の借り入れについては1%、それから30年のものについては1.4%、もしくは1.5%という幅でございます。

それから、市中の金融機関から借り入れたものについては、これ入札を行って、競争入札を行って利率を決定しているものでございますけれども、5年の借り入れで0.25%、それから10年もので0.3%という幅でございます。以上です。

○後藤 ありがとうございます。この表を見ますと2%以上の、いわゆる2%を高利と一つ定義づけます。そうしますと、その償還予定、今後の償還予定どのようになっているのでしょうか。

○財政課長 2%を超えるものの今後の償還予定でございますけれども、2%を超えるものについては、24年度末の借り入れ残高約1,683億でございます。そのうち2%から3%のものについて、その償還の見込みでございますけれども、5年刻みで申しますと、平成29年度末では約半分を償還する見込みとなっております。34年度末では約8割が償還されると、最終的に2%のもの、今の借り入れ残高が解消されるものについては平成50年ということで、平成20年度に30年の借り入れ、30年を期限として借り入れたものが2.1%のものがございますけれども、これが30年で借り入れてございますので、それが解消されるのは平成50年だということでございます。以上でございます。

○後藤 ありがとうございます。先ほど示していただいた、いわゆる平成24年度の

政府資金の借り入れが年数によって違いますね、0.4%から1.5%のレンジであると。それから、市中銀行は入札ですか、で決めますよね、0.25%から0.3%、非常に低利です、これ。平成50年までにそれを返すという今お答えでしたが、繰上償還いかがですか、約款等いろいろあるというのはわかっております。

○**財政課長** 繰上償還につきましては、公的資金について補償金免除ということで、予定されていた利子分を返さないで償還してもいいということで、その制度が設けられましたのが平成19年度から24年度まで、この期間そういう制度を活用して繰上償還してまいりました。繰上償還をして、それを借りかえて、低利で借りかえてきたという実績ございます。

また、25年度限りの措置として特定被災市町村、柏市は特定被災区域にはなっているんですけども、その対象、特定被災市町村ではございませんので、制度として4%以上のものが繰上償還、もしくは借りかえられるという制度ございましたけど、残念ながらこの対象となっていないということでございます。今後そういった制度にのらないで繰上償還して借りかえた場合には、やはりペナルティーとして補償金が取られると、公的資金についてはそういったことで、借りかえるメリットがないということで考えてございます。

また、民間の金融機関については、今のところ2%未満ということで低利で借り入れをしてございます。また、さらに低利でということはどうかということはあるかと思えますけど、入札で借り入れをしてございますので、民間の金融機関もそれなりに努力している中でございますから、最終的には協議になるかと思えますけど、ペナルティーをとられるということも十分想定されますので、これも余りメリットがないだろうということで考えてございます。以上でございます。

○**後藤** ありがとうございます。そうすると、24年度末の高利の借り入れに関してはできるだけの力を尽くして、もうこれはしようがないと、例えば繰上償還した場合に違約金を取られるとか、補償金を取られるとかといういろんな精査をした上でこの結果ということで受けとめてよろしいですか。

○**財政課長** 御指摘のとおりでございます。以上です。

○**後藤** 了解しました。ありがとうございます。

続きまして、報告書の44ページに参ります。包括外部監査についてです。契約工事、修繕工事、委託、物品購入、賃貸借並びに指定管理者の指定及びこれらに付随する支出に係る事務の執行について監査を受け、70項目の指摘と118項目の意見があったということですが、これは以前も決算委員会で取り上げさせていただきましたが、初歩的な誤りも非常に見受けられます。それを全庁的に、どのように適正な方向に行くように努力されましたでしょうか。

○**次長兼行政改革推進課長** 今御指摘のあったとおり、契約並びに指定管理者の指定及びこれらに付随する支出に係る事務の執行を平成24年度の包括外部監査テーマといたしました。法令や規定上から逸脱する事実や初歩的なミス、全庁にかかわるようなものなど、さまざまな監査の結果、指摘を受けたところでございます。これ

らの監査結果を受けて、平成25年度、今年度6月末を期限として要改善事項等について対応するように各所管部署に通知を行い、今年度、平成25年度の10月1日に各所管課の対応状況を監査事務局が公表しているところでございます。ちなみに概数を、数を申しますと、まず要改善事項70項目のうち、62項目について措置が講じられております。残りの8項目については検討中ということで、措置を講じないというものは一つもございません。意見のほうは、強制力が必ずしもあるものではなくて、アドバイスではあるんですけど、これも118のうち86項目措置が講じられております。検討中が63項目、それから措置を講じないとしたものが7項目ございます。また、複数の部署で同様の改善事項及び意見を受けているものがあることから、これは監査対象以外の部署においても同様の事例があると考えられるため、業務内容と要改善事項等の内容をいま一度確認して業務改善に取り組むように通知をいたしております。以上でございます。

○後藤 ありがとうございます。70項目の要改善事項に対して62項目が既に改善したということで、よろしいかと思えます。意見に関しては、その監査委員さんの主観も入るところですから、それはうまくそしゃくしていただいて、より有益なものを取り入れていただくという姿勢が非常に大事ななと思っております。

それで、ざっと見させていただきました、この指摘事項の内容。そうすると、契約事務に関すること、例えば請け書がどうだとか契約書をきちっと作成しているかどうか、入札の方法は適正かどうか、随契でよかったのかとか、あとは業務委託した場合には業者の業務の執行状況をきちっと把握しているかとかというようなことがずっと、大体絞っていくと、そういうことに絞られてくるなというところなんです。これは、公としてやはりエビデンスをきちっと整えておくことって非常に大事だと思うんです。ですから、それをやっていただきたい、それから合理性の追求をまた高めていただきたいというところですけども、いかがですか。

○次長兼行政改革推進課長 委員の全くおっしゃるとおりでございます。今後とも、過年度の積み残しも含めて行政改革推進課として追跡して行って、改善の実が上がるようにしていきたいと考えております。以上です。

○後藤 わかりました。

それから、あとは部課外のきちんとした稟議体制の確立というのは非常に大事だと思います。きちんと稟議を上げて、それが柏市の契約事務にきちんと沿った形で執行されているかという組織としてのあり方、もう一度見直していただきたいなと思います。以上です。

○委員長 よろしいですか。（「済みません」と呼ぶ者あり）どうぞ。

○次長兼収納課長 先ほど市税の大口の人数につきまして、修正させていただきました。大変申しわけございません。

23年度末の大口の件数でございますが、100万以上1,000万未満で平成23年度末で約600人でございます。それから、1,000万以上につきましては約50人ということであつかっております。済みません、大変申しわけございませんでした。

○**財政課長** 私の答弁の中で、金利が2%を超えるものの借り入れ残高1,600という回答してしまいましたけれども、2%を超えるものの現在高については465億円ということで訂正させていただきます。失礼いたします。

○**委員長** よろしいですか。

○**後藤** はい。

○**委員長** 続いて、助川委員さん、どうぞ。

○**助川** よろしくお願ひします。まず決算報告書、年々年々、少しずつ少しずつ変えているなというのを感じられるので、それもあって最初のところの質問の項目入れさせてもらいました。24年度で廃止となった事業についての経緯と理由と、2番目の25年度拡大となったものは、毎年当初予算案の概要ということで冊子もらって、そこに拡大マークついているので、こちらの25年度の拡大については割愛いたします。

そういうことで、今回報告書にも廃止となったものについては廃止マークがついたり、後で割愛しますが、事業仕分けについても事業仕分けマークというのをついたりということ、限られた文字数の中で、スペースの中で少しずつ少しずつ変えているなというところで、とても助かります。そういった中で、じゃ廃止になったものについて、これ通告しようと思ったときに廃止マークがついていると、これはもういいやということになってしまうんですけど、その廃止になった事業についての経緯と理由について、まずは教えていただけますか、もしあれば、総務部所管の中で。

○**総務部長** 大変申しわけないんですけど、24年度で廃止になったというのは、特に総務部所管のほうではないということで、25年度に拡大になった事業は幾つかございませうけれども、そういうような内容でございます。以上でございます。

○**助川** この決算報告書のまた中身については、こちらはまた総括のほういろいろと回していこうと思いますので、以上になります。

それから、各種財政指数の推移、報告書の12ページのほうになります。こちらですけれども、まず経常収支比率、こちらのほうが91.5ポイントということで、この改善の理由について、まずは説明いただけますか。

○**財政課長** 経常収支比率につきましては、御案内のとおり財政構造の弾力性を測定する比率でございまして、平成24年度におきまして95.5から91.5%と改善されてございます。その理由でございますと、歳入歳出の面から御説明いたしますと、まず支出、歳出の面で経常経費が、まず人件費で約2億4,000万減少していると、それから扶助費で、子ども手当の制度の見直しなどで扶助費のほうで合計4,000万円ほど縮減されていると、公債費も市債残高の減少に伴って、公債費の負担も減っているということで、これが4億程度減ってございます。それから、繰出金についても5億程度減らしてございますので、これらが影響しまして歳出の面では約13億減ってございます。

それから、指数の計算上の分母となる経常一般財源、これについては交付税等は減少してございますけれども、臨時財政対策債、これはほかの起債に振りかえて、ふやして借りてございます。この部分で22億円ふやしてございますので、分子が22億ふえて分母であるところが13億減っているということで、4%ほど改善しているということでございます。以上でございます。

○助川 あわせて、この上のほうの財政力指数について、こちらのほうが低下している、こちらの理由についてまずはお示してください。

○財政課長 財政力指数につきましては、基準財政需要額と基準財政収入額、交付税算定上のこの額の割合ということになってございます。これの財政力指数そのものについては、3カ年の平均で計算することになってございまして、23年度の指数については単年度の指数、平成21年度、これが高い数値でございまして、これが抜けたために、24年度の数値では22年度からの3カ年の数値でございまして、これが抜けたために見かけ上は24年度の指数が若干悪化していると、22年度以降の単年度の指数につきましてはほぼ横ばいで推移してございまして、0.92ポイントぐらいでずっと推移してございます。21年度から22年度の単年度の数値、21年度が単年度0.99だったところ、22年度が0.923、この変化が大きかったために3カ年平均が結果的に24年度マイナスになってございますけれども、22年度に急に悪化した理由につきましては、景気悪化が原因で、税収のほうが大幅に減ということで算定されたことが主な理由でございます。以上でございます。

○助川 先ほどの臨時財政対策債のほうについてなんですが、これ過去に一般質問でしたことはあるんですけども、経常収支比率についての改善について臨時財政対策債について掲げたときに、この総括でももう一回やろうと思うんですけども、市長のほうで臨時財政対策債を発行して、その額を経常収支比率の算定に加えれば、見かけ上の経常収支比率に関して下げることはすぐにできると、ただ、それをしないという話をたしか議場でされていたんです。多分議事録載っていると思うんですけども、その中で、できるだけ臨財債の発行も抑えるという考え方で来ていたのが、これ先ほど日下委員の質問の説明であったように56億に対して47億ですか、発行。この臨財債に対する方針について、今どのような方針で行っているのか、もしくは方針の転換というのがあったのかどうか、そこを聞かせてもらえますか。

○財政課長 臨時財政対策債の活用につきましては、ほかの起債と合わせまして、総額でやはり管理することが重要なんだろうというふうに考えてございます。そういった推移で見ますと、大体臨時財政対策債の抑制を図ってきた年度につきましても、ほかの起債と合わせますと大体横ばいで借りているというような状況でございます。臨時財政対策債、満額借りることがいいのか悪いのかというのは、また別の議論になろうかと思っておりますけれども、まずはわかりやすさという点からいけば、ほかの団体が満額発行している中で、指数の面でもわかりやすいということと、やっぱり適正な一般財源を確保した上で、じゃ投資的経費にどれだけ経費が回せるかと、そういった財政運営をしていくのがわかりやすいんだろうということで考えてござ

います。以上でございます。

○助川 こちらのほうも、また総括のほうで市長のほうと行おうと思うんですけども、私個人としては、何のために必要なのかで、必要であれば借りることに関して、そのものに関して否定するものではないと思う。借りる必要がないという判断であるならば、それはそれでいいと思いますので、まずはその方針について明確にすることが必要なだろうなと思います。そして、時代の流れの中で方針が変われば、その方針が変わることも、それはいたし方ないと思いますし、ということでこちらのほうも確認をまたさせてもらいたいと思います。

それから、最後こちらへ行きますして、事業仕分けについては、こちらは先ほどありましたように報告書のほうにも載せてもらえるように、これは事業仕分けの対象事業ですよというのもコメント欄に入ってくるようになってきて、少しずつ少しずつ見やすくなっているなということを感じておりますので、こちらもマンネリ化しないで、また続けていってしっかりと緊張感を持って続けていってもらえればと思いますので、特に決算の中ではございません。

報告書44ページをお願いします。44ページの情報化推進事業というところなんですけども、こちらのほうが、こっちはさまざまパソコンの管理であったりとか、そういったところをされていると思うんですけども、このうちのパソコンのOSの更新について、特に今ウィンドウズXPの更新について日本全国自治体でさまざまどうすんだという議論されているのを新聞などでも目にするんですけども、パソコンのOSの更新についてかかる費用についての24年度、昨年度の現状と今後の方針、またもう一つ、リースと買い取りのメリット、デメリットといったもの、そういった方針についてお示しいただけますでしょうか。

○情報政策課長 XPのサポート切れに対する影響についてなんですが、現在職員に配備している情報パソコンは1,980台あります。そのうちOS、オペレーションシステムがウィンドウズXPの情報パソコンは、平成21年と22年の2年間に賃貸借を開始しました670台です。この中で、平成22年に賃貸借を開始した430台につきましてはウィンドウズ7のライセンスを保有していますので、今年度中にアップグレード作業を行う予定です。また、平成21年に賃貸借を開始しました240台につきましては、今年度末に入れかえを行う予定です。そのため、平成24年度におきましてはウィンドウズXP対応に要した経費はございませんが、平成25年度予算の中でアップグレード作業に係る経費が約100万円、新規のパソコン入れかえによります賃貸借料が240万円、合計で340万円程度の費用がかかると見込んでおります。

続きまして、賃貸借と買い取りのところで、現在職員に配備しているパソコンは、全て賃貸借で5年間使用しております。パソコンを賃貸借で調達するデメリットは、金利加算がありますので、通常よりも調達価格が1割程度割高になると考えられます。一方、メリットは、パソコンを処分するときリサイクル料が1台当たり3,000円程度必要になりますが、これが不用になります。また、定期的に機械の交換が行われることによりまして、調達コストの平準化、セキュリティ性の向上、節電効

果などのほか、今回のようにウィンドウズXP問題が起きた場合でも、借りかえを行わなければならないパソコンは全体の一部でありまして、影響を少なく抑えられることができます。

次に、買い取りのメリットとしましては、金利が不要になり調達コストを抑えることができます。また、故障するまで使い続けることができますので、5年間ではなくてそれ以上、6年、7年も使い続けることができれば割安に活用することができたとと言えます。一方、買い取りのデメリットとしましては、先ほども申し上げましたように廃棄をするときにリサイクル料が必要になります。また、故障するまで使い続けた場合、機種や個体差などにより入れかえの時期や台数にばらつきが生じるため、安定的な運用や予算の確保が難しくなるといったことがあります。

以上のようなメリット、デメリットを勘案しまして、本市では安定的な運用を最優先事項としまして、賃貸借により計画的に入れかえを行う方針としております。以上です。

○助川 これ特にOSがどんどん、どんどんと新しく、新しくなっていて、変わった以上かえざるを得ないという消費者の立場としての苦しみもあると思うんで、そういった中では、これどこに、メリット、デメリットを勘案した中でというのは、リースというのは僕は、まあまあ額は若干かかるけども、賢明な判断ではないのかなと思いますので、そういったところでは、またこちらのほうは計画的に、ぜひやっていただければと思います。

それから、最後でよろしいですが、44ページなんですけれども、こちらが地域活性化のための方向性、企画事務のほうです、企画調整課。地域活性化のための方向性、取り組み検討委託ということで、こちらが事業費ゼロ円ということになっておりますけども、米印で当初予算案では委託する予定であったが、公民学連携し計画書を内製化することができたということで、こちらのゼロ円の理由について、またこれを内製化することでできたメリット、デメリットといったところをまずお示しいただけますでしょうか。

○企画調整課長 この委託につきましては、平成23年度に柏市が指定を受けました総合特区と環境未来都市の両制度につきまして、これの制度に基づく事業を推進するために、国に対しまして計画書を提出するという段階に来たものに対しまして、業務の支援の委託を想定しておりました。この計画の作成に当たりましては、公民学連携で進めていくという前提のもとでいたわけなんですけども、特にこの環境未来都市の計画の中で、目指すべき将来像の中で環境とかエネルギーに対する事業という部分につきましてなんですけども、この分野、特にエネルギーといったような分野につきましては、これまで市で直接携わってこなかったような分野ということもありまして、計画をつくる前段の段階で、専門的な知識が当然必要になってくるだろうというようなことから、委託料をとって専門的な知識を持つコンサルタント等に支援をいただこうということ想定しておりました。実際作業に入る中で、先ほども申しましたように公民学連携でということで、公の役割、民の役割おのこの

やっていく中で、公の役割としては国との調整とか法規制の情報の収集というような部分を担うということが主な中心となりまして、専門的な知識を有するエネルギー関係、特に今回の分野ですと特に電力融通といったような部分につきましては、民間の部分がその部分を担ってくれたというようなこともございまして、結果として市の税金を使つての委託は行わない形で計画書のほうができ上がって提出ができたために支出ゼロであつて、内製化でできましたということでございます。以上です。

○助川 担当された方に関しましても、想像する中ではきっと委託すれば、それはそれで楽な面もあったかと思うんですけれども、そういった中でこれを内製化して調整しながら作成することによって、大きなスキルアップもできたのではないのかなと感じているんですけれども、そういった中で職員さんが、各事業、事業について一つ一つ責任感を持って、また誇りを持ってやってもらえるという中では、こういった事例ができたというのはいいことではないのかなと思います。委託するべきものは委託して、またこれはスキルアップ、もしくは職員としての事業への取り組みの意欲向上と、さまざまな政策的な判断の中で行う中では、委託をあえて見送るということも必要ではないのかなというふうに感じております。そうしたところをまたいろいろと判断して行ってもらえればと思います。

その後、市税滞納については、こちらも割愛しまして、私のほうからは以上で結構でございます。

○委員長 以上で柏清風さんの質疑を終わります。

○委員長 次に、公明党、小松委員さん、どうぞ。

○小松 私のほうから、6番から反対にだんだんと質問します、いろんな事情がございまして。

最初に、消防施設費について質問をさせていただきます。通信指令施設整備事業について伺います。デジタル対応のために、無線機110台と受令機60台というふうに購入されたというふうにあります。この無線機と受令機の耐久年数は何年でしようか。

○情報指令課長 耐用年数につきましては10年でございます。以上です。

○小松 また、保守点検等は、どのように今後費用がかかるんでしょうか。

○情報指令課長 保守点検につきましては、毎年メンテナンス料としまして600万円かかります。以上です。

○小松 今耐久年数10年というふうにおっしゃいましたけども、その切りかえ時はまたそういったお金がかかると思うんですけども、費用がかかると思うんですが、それはまたどれぐらいかかるんでしょうか。

○情報指令課長 更新費用につきましては、今回の購入経費が約2億1,000万となっております。耐用年数が10年となっておりますので、できる限り使用した後に更新したいと考えておりますが、一度に大きな負担とならないように計画的に更新を図

る必要もあると考えております。以上です。

○小松 わかりました。じゃ、平成28年の5月31日がアナログが期限が切れて全国的に使えなくなるということで、千葉県において、柏市は早目にこういった対応をしたというふうに伺っておりますが、ことしの4月から消防救急無線のデジタル化というのがなされましたけども、デジタル化移行に伴うトラブルとか、また逆にその成果に、成果はちょっとここにも書いてございましたけども、ほかにも何か具体的な事例がありましたらお示してください。

○情報指令課長 これまでの、メリットの部分でお伝えいたしますが、大きく大まかに申し上げまして3点ございます。これまでのアナログ方式では、秘匿性の向上ということなんですけども、これまでのアナログ方式では、市販の受令機で誰でも消防の無線交信の内容を聞くことができました。デジタル無線の場合は、市販の受令機では聞くことができません。よって、救急搬送患者の個人情報やテロ等の国民保護事案、特殊災害事案における機密情報等の強化が可能となりました。

2点目は、無線交信時の言葉のやりとりがアナログ時よりも鮮明となり、またこれまで交信不能であった地域が交信ができるようになった、指令センターと現場との意思疎通が図りやすくなったということでございます。

3点目ですが、デジタル化によりまして、指令センターから現場活動隊への支援情報として、音声だけではなくデータや画像を送ることが可能になりました。今後このような通信の高度化によりまして、消防救急活動の円滑化はもとより、大規模災害時における機能の導入を指令システム更新に合わせて検討してまいりたいと思います。以上でございます。

○小松 ありがとうございます。

じゃ、次に消防団器具置き場新築工事について伺います。今回は、第4方面第5分団器具置き場新築工事というふうにありますけども、今後の予定はどのようになっているのでしょうか。

○総務課長 今後の消防団の器具置き場の建築予定につきましては、既に今年度は第1方面第6分団、布施の消防団器具置き場の移転に関しまして事業を進めております。布施の消防団の器具置き場に関しましては用地を取得し、現在設計を進めている段階でございます。また、来年度につきましては同布施の器具置き場の建築工事並びに第1方面第4分団、大室の消防団器具置き場の移転建設事業を進めていく計画をしております。以上でございます。

○小松 大体1年に1カ所ずつという形の、用地を確保して次に建設ということになると2年に1個ずつということでしょうか。

○総務課長 そのとおりでございます。

○小松 その中で、ちょっと消防団の器具置き場の鉄骨軽量とあと木造というのがあるというふうに伺ったんですが、その数について教えてください。

○総務課長 消防団器具置き場の木造建物と鉄骨造建物の構成割合ですが、市内42カ所に消防団器具置き場がございますが、木造づくりの建物につきましては11棟、

26%になります。鉄骨造づくりの建物は30棟、72%、その他鉄筋コンクリートづくり一部木造という建物が1棟ございます。そちらが2%となっております。以上でございます。

○小松 今お示くださいました木造の器具置き場なんですが、11あるということですが、これは例えば耐震診断だとか、そういったものは行っているのでしょうか。

○総務課長 木造の消防団器具置き場につきましては、順次鉄骨造づくりの建物にかえていきますものですから、耐震診断は行っておりません。以上です。

○小松 今伺いましたら耐震診断行っていないということで、消防団が現場に行くと出動するというときは、やっぱり災害時のときのことを想定してもちろんいるわけなので、災害時に行ってみたら潰れていたなんていうことになったら非常に危険でもありますし、そういったことをしっかり今後、早目に耐震化のほうの対策をとっていただきたいと思うんですが、その点についてはどのようにお考えですか。

○総務課長 木造建物の耐震診断をした場合なんですけども、木造建物の耐震補強という部分で、主に開口部に耐震壁を増設したり、壁、柱、はりの接合部や基礎の補強になるようなことから、器具置き場の構造上、1階が消防車両の車庫という部分になっておりますので、使い勝手からの部分で開口部方面になかなか耐震壁等を設置することは難しいという部分で、耐震診断を実施する計画はないんですけども、順次木造建物につきましては建てかえをしていく計画でございますので、できる限り建てかえという部分でやっていきたいと思っております。以上でございます。

○小松 じゃ、できるだけ早目の建てかえをよろしくお願ひしたいと思っております。

次に、防災諸費について伺います。地域防災計画の修正の部分なんですが、設計額と決算額に差額が生じたというふうに伺っておりますが、その点についてはどうということなのか、理由をお示ください。

○防災安全課長 御指摘の点は、地域防災計画の修正の委託料ですが、当初の予算では設計額を1,250万ほどで見積もりをいたしましたところ、入札した結果、実の委託料が756万ということで、差額が500万ほど生じた点の御指摘であります。手前どもでは、近隣の導入実績、あるいはそれから数社から参考見積もりを頂戴して、適正に設計額を積算したつもりだったんですけれども、比較してみますと大きな差が生じた項目というのが調査費用であったり会議費用、こういった諸費用で、一般管理費によるものが大きく開きが出ました。業者さんの努力の結果かなというふうに捉えているところです。以上です。

○小松 よくわかりました。

じゃ、次に、多くの市民の意見を反映させるために、このたびというか、設けられました防災計画をつくる会ですが、その中での意見というのは、防災計画にどのように反映されたのか、お聞かせください。

○防災安全課長 幾つか例をお示ししますと、例えばつくる会に参加された方21人いらしたんですけれども、広報で一般市民から公募した方のほかに、障害者の団体の方であったり、それから女性団体の方も多く御参加いただきました。その結果、

御指摘いただいた意見の中で、例えば女性防災リーダーの指名を推進しましょう、あるいは要援護者、女性に関する優先スペースを避難所の中できちんと確保していきましょうといったようなことであったり、それから町会自治会、区の役割が従来ですと余りはっきりしていなかったの、そこを明確にしていきましょう、あるいは避難所の運営の点で、市が町会や学校にもっと積極的にその調整にかかわるようにしたらどうかというようなこと、これらを新しい計画の中では反映しているところがございます。以上です。

○小松 わかりました。あと、またつくる会で出された意見の中で、地域防災計画以外でも反映したのものがあると思うんですが、そのとき伺ったのには、マニュアル化をしていくという方向でもあるというようなことも伺ったんですが、ちょっとその点についてもう少しお聞かせください。

○防災安全課長 マニュアル化の作成については、なかなか、例えば避難所運営であっても、地域によって成熟度といいますか、温度差というんでしょうか、その地域に見合ったマニュアルづくりというのが必要になってくるのかなというところ、これらを十把一からげでなく、丁寧にやっていきたいと思いますというところで今動いているところです。以上です。

○小松 じゃ、大体マニュアル化に関してはどれぐらいのスケジュールというか、どういうときに、どこら辺ででき上がるんですか。

○防災安全課長 1つは、今回の地域防災計画を見直した中で、1つは市役所内、庁内の対応マニュアルの見直しも必要になってまいりました。これについては、今年度やっていきます。それから、今お話しした町会とか、避難所運営に関するマニュアル、これは基本的なバイブルになるようなマニュアルの見直しはもう既にいたしております。個々の町会が必要に応じて、地域に応じた特性を踏まえたマニュアルをつくっていただくというのは、特にいつまでということではなく、適宜やっていきます。以上です。

○小松 よくわかりました。

じゃ、次に柏市の防災知識啓発リーフレットについて伺います。このリーフレットについて、配布方法、また活用方法の周知、今後の更新についてはどのようにお考えですか。

○防災安全課長 まず、配布方法ですが、25年の1月17日の例の阪神の災害ボランティア週間に合わせて、町会を通じて全戸配布をいたしました。そのほかに、市役所近隣センターの窓口での配布や、各地域で手前どもが、職員が呼ばれたときに、講習会であったり訓練でも配布しております。

活用方法については、両面刷りになっていまして、そこをきちんと使い分け、意識してつくりこんでいます。表面のほうが、避難場所等をプロットした防災マップになっていまして、裏側が、災害が起きる前の事前の準備、それから安否確認方法、災害時の心得、それから一部を切り取って防災カードとして、定期入れとかお財布に入れていただいて、役に立つような紙面等の構成にしています。それらをお渡し

するときには説明するようにしています。

それから、更新時期ですけれども、在庫状況とか利用状況を鑑みながら、一番は掲載内容に大きく変化がある、例えば避難所、避難場所が新設するとか追加するとか、あるいは廃止になったというような情報が大きく変わったときには、これもう更新が必要になってくるのかなということで、様子を見ながら考えていくようになると思います。以上です。

○小松 わかりました。町会を通して全戸配布もしたというふうにおっしゃっていましたが、やはり利用する、使う、実際に使ってみて初めて納得するというか、その使い方というのが見えてくるという部分があると思うんですが、やはり町会で集まるときなんか、そういったものを持ってしっかりと今後もやっていただきたいというふうに、しっかり町会のほうにも伝えていただけたらと思いますので、よろしくをお願いします。

次に、防災用耐震性井戸の放射性水質検査について伺います。この水質検査は、今後も継続して行っていくんでしょうか。

○防災安全課長 次年度も予算計上して実施していく見込みです。以上です。

○小松 わかりました。

じゃ、次に職員の研修事業について伺います。これ何人もの委員の方が質問されていたので、私のほうからは夜間の自己啓発研修についてのみ伺います。キャリアデザイン研修、希望者18人で、4日間でこれは25万2,000円というふうになっておりますが、1人当たりが大体1万4,000円の金額になるんです。あともう一つ、ワークライフバランス実践講座、これは1日当たり24万9,396円で希望者は19人で、1人当たりおよそ1万3,126円という、結構1人当たりで考えると高額な研修費用じゃないかなというふうに私自身は思うんですが、その点についてはどのようにお考えですか。

○次長兼人事課長 今回の夜間自己啓発講座につきましては、先ほど内容については説明させていただきましたけども、今回の内容上、参加者をある程度絞ってやったということがありまして、1人当たりの単価が少し高くなっているということでございます。以上です。

○小松 こういった夜間での自己啓発研修、これは私自身の考えなんですけども、もっと多くの方に研修に来ていただくというような今後の考えというのはないんでしょうか。

○次長兼人事課長 自己啓発ということですので、やはり職員みずから自覚と責任において取り組むのを支援するということですので、その点をまず基本に置いております。24年につきましては、この2つを実施したんですけども、今後につきましては必ずしも外部に委託してこういった絞った講座だけではなく、例えば25年度、今回も予定をしておりますけども、今回は内部講師を使って市の基本的な税金の話とか介護保険の話とか、そういったものを最低限身につけてもらおうというような研修も実施する予定でありますし、その年その年によって内容を考えながら実施し

ていきたいというふうに考えております。以上です。

○小松 わかりました。私からは以上です。

○委員長 続いて、小泉委員さん、どうぞ。

○小泉 いっぱい出しましたが、皆さんいろいろ聞いていただいたので、数点、最後になりますので、簡潔にお答えお願いいたします。

まず、報告書45ページ、防災会議事業で、今小松委員の答弁の中にもありましたけど、防災計画をつくる会の女性の視点ということで、女性防災リーダーの設置とか避難所に優先スペースつくるとか、あと防災備蓄品のことなんですけど、女性の視点を取り入れていただいて本当にありがたいと思います。また、今後はアレルギー対応とか弱者に対する考慮も必要と思いますが、その点いかがでしょうか。

○防災安全課長 御指摘のアレルギー対策に関してですけど、これアレルギーを持った方に限らず一般の方にも、まずは、市のほうでももちろんそろえますけれども、水と食料については3日分の備蓄をお願いしますというPRをお願いしているところです。よって、アレルギーをお持ちの方の食の確保というのはより重要になってこようかなと思いますので、自助の部分での確保、それから市のほうでは備蓄の中でアレルギー反応が出にくいと言われていきます白がゆの備蓄をふやしていこうかなというふうに考えているのが1点。

それから、もう一点は、民間事業所との協定を拡大することによって、その確保をより確実なものにしていこうということで、最近ではマミーマートとか、それから石井食品、無添加食品でかなり、25品目ですか、考慮した製品づくりをなさっているということで、こういったところでのケアをしていきたいなということで進めているところです。以上です。

○小泉 ありがとうございます。

また、先日帰宅困難者の対応訓練に参加させていただきました。耳が聞こえにくい方、聴覚障害者はいたんですけど、車椅子の方は残念ながら一人も参加していませんでした。今後は、災害弱者に対する訓練も必要と思いますが、その点どうでしょうか。

○防災安全課長 先日はありがとうございました。御案内の今ありました聴覚障害者10名の方が御参加いただいた環境というのが、一般参加者の方にまじって、その方だけの訓練でなかった点に、手前どもは大きな意味があったのかなというふうに思っています。こういう機会をどんどんこれからもふやしていきたいと思っていますし、それからもう一つは、その訓練を企画する側、我々自身が不自由さを体験するというようなことも必要じゃないかなということで、疑似体験を通した要援護者を理解していくというようなカリキュラムもこれから考えていきたいかなと、そんなふうに思っています。以上です。

○小泉 ありがとうございます。今後もよろしくお願いいたします。

じゃ、続きまして同じ45ページの自主防災組織補助金、これは補助金ですけど、

内容の面なので、総務のほうでお願いいたします。設立に6組織で66万1,200円、運営に187組織で537万8,000円補助金が出ておりますけど、設立補助金と運営補助金の実績報告書とか出すことはあるのかということと、また効果的に使われているのかお示してください。

○防災安全課長 実績報告につきましては、市の補助金等交付規則で義務づけになっておりますので、提出を求めています。内容の検証につきましては、書面上の不備がないかどうかを確認するのがもちろん第一なんですけれども、手前どもとしては、町会に関する窓口なので、24年度から地域支援課のほうに窓口にはなっているものの、内容については防災安全課でもチェックさせていただいて、活動内容ですとか補助金の活用方法などについて、特に確認を行っています。

それで、効果ということですが、もちろん自主防災にとっては支援を受けられるということでのもちろんメリットもあるんですけれども、私たちにとっては今後地域を支援していく上での参考資料、指標にしたいなど、例えば活動報告の中で避難訓練をやっていますというような報告が例えば出てきたとしますと、次のレベルアップは、例えばそこに炊き出し訓練を加えたらどうかとか、簡易トイレの組み立てのメニューを加えたらどうかというアドバイスを次にしていくといったような、そういう指標として役立てているところです。以上です。

○小泉 自主防災組織なんですけど、いまだ設立に至らない団体のその理由はどのようなことなのか、お尋ねいたします。

○防災安全課長 大きく2つあると思っています。1つは、旧沼南地域のような、いわゆる農村部は自主防災組織がなくとも常日ごろからの地域コミュニティが脈々と息づいていると感じていらっしゃる方が多いというところ、それから真逆で、地縁関係による結びつきが希薄なのが中央地域、全く別の理由でなかなか進んでいないというところ、総体的には今大体その設立状況というのが、組織率約70%ぐらいに達しているの、やっていこうかという機運のあるところは大体行き着いているのかなというところもございます。以上です。

○小泉 今後は、今台風とか土砂災害とか自然災害もふえているので、現在自主防災組織に頼らざるを得ない状況になっておりますけど、自主防災組織も大きな組織と小さな組織がありまして、補助金は一律でよいと考えているんでしょうか、補助金の運営の考え方を見直すべきと思いますが、この点についてお伺いします。

○防災安全課長 御指摘の点につきましては、自主防災組織の運営補助金につきまして、実は昨年度から見直しを図っております。それまでは、御指摘のように世帯組織の規模にかかわらず一律3万円ということで交付させていただいていたんですが、24年度からは基本額を2万、そしてプラス世帯割合で加算していくやり方で、上限4万の設定はございますけれども、それからまた具体的にK-N e t 運営補助金なんかをメニューに加えるなどして所要の見直しを図ったところです。以上です。

○小泉 わかりました。

続きまして、46ページの犯罪が起こりにくいまちづくり事業について、エンジョ

イ・パトロールの会員の年齢層と人数を資料請求しましたところ、8,514人中、60代が2,162名で25.39%、70代の方が2,792人で32.88%と本当に大半を占めております。高齢化が進んでいる数字だと思いますけど、もっと若い方に会員になってもらうための方策はないのでしょうか。

○防災安全課長 特にお子さんの事故とか、それから不審者情報が多い状況を鑑みまして、子育て世代へのPRをしていきたいなど、早着手始めに、小中学校のPTA関係者への働きかけということで、教育委員会のほうともタイアップいたしまして、不審者が多発する小学校において連絡会議を開いてみようじゃないかと、その中でこういったエンジョイ・パトロールの、PTAの方にもなっていただけないでしょうかというような勧誘というのでしょうか、PRに努めていきたいなど、まずは思っております。以上です。

○小泉 やはり最近、本当に凶悪犯罪が多いという近年ですので、高齢の方はやはり人を守るより自分の身を守るのが精いっぱいだと思いますので、ぜひ若い方にお願いしていただきたいと思います。

次に、最後ですけど、決算書の195ページになりますけど、市民安全パトロール隊業務、青パト、防犯サポートカーによる巡回業務ですけど、青色サポートカーが回っているだけで抑止効果がかなりあると思いますけど、今までどのような効果が具体的にあったのか、お尋ねしたいと思います。

○防災安全課長 この事業は、平成16年度から実施している事業なんですけれども、そのちょっと前の平成14年度、刑法犯認知件数とあって、警察のほうで犯罪を確認した件数、実際にはもっと起こっているのかもしれないんですけども、それが平成14年に1万件発生していました。サポカーを初め、条例に基づくいろんな施策、総合的な結果だと思うんですけども、これが平成24年度には5,000件程度まで減少、約半分に半減しております。そういった効果が顕著にあらわれているかなというふうに自負しているところです。以上です。

○小泉 資料をいただきまして、回る地域とか時間帯決まっていますけど、最近変質者が至るところに出るといった話を伺うので、そういうところに回ってもらえないかという要望があるんですが、その点はどうでしょうか。

○防災安全課長 1つは、サポカーが出動する前に、毎日手前ども事務方とパトロールに当たる者と打ち合わせをやります。その中で、事前に教育委員会から、あるいは警察から寄せられた情報については周知するように努めています。それが1点。

それから、もう一点は、御指摘の特に不審者がはっきりしているような場合には、その地域を強化するといった適宜柔軟な対応にも努めているところです。以上です。

○小泉 ありがとうございます。何も起こる前に、ひとつよろしく願いいたします。以上で終わります。

○委員長 以上で公明党さんの質疑を終わります。

○委員長 ここで今後の予定について再度確認をさせていただきます。

事務局より説明をいたさせます。

○事務局 お疲れのところ申しわけございません。それでは、御説明いたします。今後審査は、来週11月の5日火曜日に市民環境委員会所管分、6日の水曜日に教育民生委員会所管分、8日の金曜日に建設経済委員会所管分、いずれも午後1時から審査となっております。8日は、建設経済委員会所管分の審査後に現地視察について御協議をいただく予定ですので、よろしく願いいたします。現地視察及び総括審査は、11月の15日の金曜日でございます。現地視察実施の場合は午前10時から、総括審査を午後1時から行う予定でございます。総括審査の通告につきましては、11月8日の建設経済委員会所管分の審査後、週明けの11日月曜日の正午までとなっておりますので、よろしく願いしたいと思います。また、9月の初会合でお願いいたしましたとおり、総括審査の聞き取りは12日の火曜日、もしくは13日の水曜日で、2日間をお願いできればと思っております。本日お手元のほうに聞き取り日程表のほうお配りさせていただいておりますので、通告とあわせて提出のほうお願いしたいと思います。総括審査後は、意見・要望事項の御提出となりますが、こちらは19日の正午までとなっております。最後に、採決及び意見・要望の取りまとめは11月22日金曜日の1時30分からということになってございます。御提出物につきましては、いずれも作成期間が短くて恐縮ですけれども、何とぞ御協力いただければと思います。様式等は、さきにお配りさせていただいておりますので、そちらで御確認いただければと思います。よろしく願いいたします。以上でございます。

○委員長 以上、説明のとおりでございます。

なお、総括審査については、特別職の出席に加え、総務部長、企画部長、財政部長の同席について申し出がありましたので、御了承くださいますようお願いをいたします。

また、通告書並びに意見・要望事項につきましては、事前に御準備を進めていただき、提出におくれのないよう御協力のほどお願いをいたします。

○委員長 以上で総務委員会所管分の審査を終わります。

次の委員会、市民環境委員会の所管分につきましては、翌週11月5日火曜日の午後1時から開催をいたします。

以上で本日の委員会を散会いたします。ありがとうございました。お疲れさまでした。

午後 4時40分散会